

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 平成 2 2 年度施政執行方針と提出案件の要旨説明及び平成
2 2 年度教育行政執行方針
- 日程第 4 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 5 議案第 2 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 6 議案第 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につ
いて
- 日程第 7 議案第 4 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 8 議案第 5 号 遠軽町職員の旅費に関する条例及び遠軽町治山施設維持管
理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 号 遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 1 0 議案第 7 号 遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 1 1 議案第 9 号 遠軽町商工業振興条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 遠軽町企業振興促進条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 遠軽町中小企業融資条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 遠軽町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 8 号 遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正につ
いて
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2
号）
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第
4 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度遠軽町一般会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度遠軽町老人保健特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第27 議案第24号 平成22年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成22年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成22年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第32 一般質問
- 日程第33 議案第29号 財産の取得について（岩盤浴設備購入）
- 日程第34 議案第30号 財産の取得について（備品購入）
- 日程第35 議案第31号 平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第36 議案第32号 平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第37 議案第33号 平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第20号 平成22年度遠軽町一般会計予算（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第39 議案第21号 平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第40 議案第22号 平成22年度遠軽町老人保健特別会計予算（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第41 議案第23号 平成22年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第42 議案第24号 平成22年度遠軽町介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第43 議案第25号 平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第44 議案第26号 平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第45 議案第27号 平成22年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第46 議案第28号 平成22年度遠軽町水道事業会計予算（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第47 意見案第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書
- 日程第48 意見案第2号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書
- 日程第49 意見案第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

- 日程第 5 0 意見案第 4 号 酪農畜産政策・価格対策に関する意見書
日程第 5 1 意見案第 5 号 児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書
日程第 5 2 議員派遣について
-

平成 2 2 年第 1 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 2 年 3 月 9 日（火）午前 9 時 5 9 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 平成 2 2 年度施政執行方針と提出案件の要旨説明及び平成 2 2 年度教育行政執行方針 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 北海道市町村総合事務組合理約の変更について |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 遠軽町職員の旅費に関する条例及び遠軽町治山施設維持管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 号 | 遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 9 号 | 遠軽町商工業振興条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 0 号 | 遠軽町企業振興促進条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 1 号 | 遠軽町中小企業融資条例の一部改正について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 2 号 | 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 3 号 | 遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 4 号 | 遠軽町立学校設置条例の一部改正について |
| 日程第 1 7 | 議案第 8 号 | 遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正について |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 5 号 | 平成 2 1 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 6 号 | 平成 2 1 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 7 号 | 平成 2 1 年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |

《平成 2 2 年 3 月 9 日》

- 日程第21 議案第18号 平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第19号 平成21年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第20号 平成22年度遠軽町一般会計予算
- 日程第24 議案第21号 平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 平成22年度遠軽町老人保健特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 平成22年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第24号 平成22年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成22年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成22年度遠軽町水道事業会計予算

◎出席議員（18名）

議 長	18番	前 田 篤 秀 君	17番	浅 水 輝 彦 君
	1番	石 田 通 行 君	2番	今 村 則 康 君
	3番	清 野 嘉 之 君	4番	林 照 雄 君
	5番	黒 坂 貴 行 君	6番	松 田 良 一 君
	7番	岩 上 孝 義 君	8番	山 田 和 夫 君
	9番	岩 澤 武 征 君	10番	杉 本 信 一 君
	11番	山 谷 敬 二 君	12番	高 橋 眞 千 子 君
	13番	荒 井 範 明 君	14番	阿 部 君 枝 君
	15番	奥 田 稔 君	16番	高 橋 義 詔 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修一 君	教 育 委 員 会 長	富 永 史 朗 君
代表監査委員	秋 保 利 勝 君	農 業 委 員 会 会 長	石 丸 政 雄 君

◎説明員

副 町 長	広 井 澄 夫 君	総 務 部 長	佐 藤 優 君
民 生 部 長	川 内 岩 夫 君	経 済 部 長	坂 東 耕 自 君
経 済 部 技 監	松 井 雅 弘 君	総 務 部 次 長	藤 江 敏 博 君
情 報 管 財 課 長	岩 山 靖 彦 君	企 画 課 長	加 藤 俊 之 君

《平成22年3月9日》

財 政 課 長	太 田 守 君	ジオパーク推進課長	高 橋 義 久 君
保 健 福 祉 課 長	寒 河 江 陽 一 君	保 健 福 祉 課 参 事	得 能 實 君
住 民 生 活 課 長	小 野 寺 健 君	税 務 課 長	鈴 木 光 男 君
保 育 課 長	安 江 陽 一 郎 君	農 政 林 務 課 長	村 本 秀 敏 君
商 工 観 光 課 長	大 河 原 忠 宏 君	建 設 課 長	中 川 原 英 明 君
建 設 課 参 事	山 本 善 宏 君	水 道 課 参 事	岸 野 博 美 君
会 計 管 理 者	松 本 妙 子 君	生 田 原 総 合 支 所 支 所 長	高 嶋 朝 雄 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 支 所 長	高 橋 秀 視 君	白 滝 総 合 支 所 支 所 長	磯 貝 勝 幸 君
生 田 原 総 合 支 所 産 業 課 長	石 川 弘 美 君	教 育 長	河 原 英 男 君
教 育 部 長	橋 本 健 一 君	総 務 課 長	松 橋 行 雄 君
総 務 課 参 事	渡 辺 喜 代 則 君	社 会 体 育 課 長	織 田 政 幸 君
図 書 館 長	佐 川 哲 史 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 博 之 君
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 博 之 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	森 田 英 俊 君

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	伯 谷 正 明 君	庶務・議事担当係長	中 川 原 孝 子 君
事 務 局 参 事	池 田 博 利 君	庶務・議事担当主任	梶 田 淳 一 君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成22年第1回遠軽町議会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成21年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることがありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第32までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、御連絡申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、黒坂議員、阿部議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋義詔議会運営委員長。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成22年第1回遠軽町議会定例会の会期につきまして

は、3月3日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月17日までの9日間と決定いたしました。

なお、3月12日から16日までの5日間は、予算審査及び休日のため休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月16日午後5時までに事務局へ提出されますよう、お願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月17日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月17日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第3 平成22年度施政執行方針と提出案件の要旨説明 及び平成22年度教育行政執行方針

○議長（前田篤秀君） 日程第3 平成22年度施政執行方針と提出案件の要旨説明及び平成22年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成22年第1回遠軽町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、時節柄、何かと御多忙のところ、御出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

長く厳しい北国の冬も、ようやく終わりに近づき、日一日と春を感じさせるきょうこのごろではありますが、平成22年第1回遠軽町議会定例会の開会に当たり、町政執行への所信の一端を申し上げ、町議会並びに町民の御理解と御協力を願うものであります。

まず、平成21年度の我が国経済は、失業率が高水準で推移するなど、厳しい状況にあります。持ち直していくと見込まれる一方、物価の動向を見ると、穏やかなデフレ状況にあり、消費者物価は、大幅な供給超過、前年度の原油価格高騰の反動等から、4年ぶりに下落に転じるとされております。

本年1月22日に閣議決定された平成22年度の経済見通しと、経済財政運営の基本的態度によれば、政府は、景気の持ち直しの動きを確かなものとするため、あすの安心と成長のための緊急経済対策を着実に実行することとし、これに伴う平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することとしています。

また、平成22年度の我が国経済については、景気は穏やかに回復していくと見込まれ

《平成22年3月9日》

ており、これはあすの安心と成長のための緊急経済対策や、平成22年度予算に盛り込まれた、家計を支援する施策等により、民間需要が底堅く推移することに加え、世界経済の穏やかな回復が続くと期待されることによります。

なお、先行きのリスクとして、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の高まりによる需要低迷、海外景気の下振れ等に留意する必要があります。

こうした中で、平成22年度の地方財政は、地方財政計画の歳出の見直しに努めても、なお財源不足が過去最大の規模に拡大する状況にあり、社会保障関係経費の自然増が見込まれることに加えて、地方財政の借入金残高は、平成22年度末に200兆円と見込まれ、今後、その償還負担が高水準で続くところであり、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されております。

その一方、住民生活の安心と安全を守るとともに、地方経済を支え、地域の活力を回復させていく必要があります。このことから、国は、あすの安心と成長のための緊急経済対策を実施するために、約24兆円を措置したところであります。この対策の中で、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援するとされたことを踏まえ、平成21年度第2次補正予算において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を創設したところであります。

この臨時交付金については、緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備事業で、国の補助事業、地方単独事業とも、平成22年1月1日以降に地方公共団体の予算に計上され、実施される事業に限られております。

本町は、地方単独事業を実施し、平成22年度以降に実施予定の事業等に3億200万円を充当したところであります。

詳細については、平成21年度補正予算審議の中で担当から説明させていただきますので、御理解をお願いします。

さて私は、昨年、多くの町民の皆様から御支援を賜り、町長に就任させていただきましたが、平成22年度予算は、私にとって初めての予算となります。町政を進める上の基本は、「森林（もり）と清流（水）、こころいきいきふれあいのまち」を将来像とする第1次遠軽町総合計画に基づき進めてまいります。

また、本年度におきましては、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、平成23年度から平成27年度までの後期実行計画を策定することとしています。

加えて、私が町民の皆様と約束をさせていただいた、「元気にあふれ、愛情にあふれる真に町民のための町政」の実現に向けて、本町がすばらしいふるさととして発展できるよう、着実に取り組んでまいります。

私が最も大切にすまちづくりの基本は、昨年11月の初議会並びに12月定例町議会でお示しした「元気あふれるまちづくり」、「愛情あふれるまちづくり」、「未来につなぐまちづくり」、「みんなで創るまちづくり」、「自衛隊駐屯地とともに発展するまちづくり」の五つの柱であります。

《平成22年3月9日》

本町を取り巻く環境については、依然として厳しい状況が続いておりますが、皆様とつくり上げた第1次遠軽町総合計画と、この五つの柱を町民と共有し、厳しい行財政状況の中、気概と責任を持って町政運営に取り組んでまいります。

次に、本年度において展開してまいります事業のうち、総合計画の基本方針に基づき、主な施策について申し上げます。

一つ目には、豊かな自然環境と共生するまちづくりで、豊かに生きるための環境として、自然と共存、共生するまちづくりを進めます。

森林環境の保全・整備であります。森林の多目的機能向上のために、町・民有林の除間伐等を計画的に進めるとともに、民有林の下刈り事業に対し、新たに町単独の補助を行い、森林所有者の負担軽減を図ります。

道路整備であります。地域発展のためには、産業や生活基盤となる交通網の整備が必要です。このため、高規格道路旭川・紋別自動車道及び地域高規格道路遠軽・北見道路の整備促進について要請を行ってまいります。

なお、旭川・紋別自動車道の浮島インターチェンジから上川天幕までの間は、平成22年3月28日の開通が予定されているところです。

道道の整備であります。野上通は昭和堂様地先から清川方面へ約460メートルの工事が予定されています。

道道丸瀬布上渚滑線は、丸瀬布西町JR石北線にかかる跨線橋のかけかえ工事について、本年度完成が予定されています。

道道上武利丸瀬布線の大規模林道滝雄厚和線側未改良部分については、帯広方面からの観光客が増加する傾向にあることから、早期整備について要請を行っているところであります。

道道白滝原野白滝停車場線については、歩道の工事が予定されており、平成23年度の完成が予定されています。

河川の整備については、生田原川の河川改修に伴い、馬産橋のかけかえが予定されています。

町道の整備については、町道の道路整備に対する要望も多く、道路の果たす役割と重要性を認識し、安全な地域交通網として体系を整備するため、改良舗装を実施してまいります。

また、道路の維持管理の充実を図るとともに、適切な冬期路面の管理を行うための除排雪機械を整備し、除雪体制の充実を図ってまいります。

テレビ視聴環境の整備であります。平成23年7月に完全移行する地上テレビ放送のデジタル化に備え、社名淵地区における共同受信施設の整備実施設計、湯の里地区、丸瀬布武利地区、上武利地区における既存有線共聴施設のデジタル化改修の支援をしてまいります。

地方バス路線の見直しであります。現在遠軽町には、町営バス4路線、北海道北見バ

ス5路線、北紋バス1路線の計10路線がありまして、各路線とも不採算バス路線となっております。

町営バス路線については、利用者の利便性、利用者の増加と促進を図るため、さらに利用しやすい町営バス路線の検討を進めてまいります。

新エネルギー関係では、平成20年度に作成した遠軽町地域新エネルギービジョンに基づく太陽光プロジェクトを推進する取り組みとして、遠軽町住宅用太陽光発電システム設置補助金及び遠軽町住宅用太陽光発電システムモニター制度を継続するとともに、バイオマスプロジェクトの取り組みとして、木質ペレットを燃料とするペレットストーブ購入費補助金を新たに創設し、環境に優しい新エネルギーの普及促進と地域振興を図ってまいります。

二つ目には、安全・安心で住みごちのよいまちづくりで、快適で潤いのある生活環境づくりを図ってまいります。

住宅環境の整備であります。公営住宅については、北2丁目団地2号棟を新築するほか、新町第1号団地の下水道接続、また、適切な維持管理に努め、入居者が快適に過ごせるようにしてまいります。

下水道事業については、計画的に整備を推進するため、管渠工事を進めるとともに、個別排水処理施設整備を丸瀬布地域及び白滝地域で引き続き対応してまいります。

また、防災体制の充実につきましては、遠軽町耐震改修促進計画により、災害に起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止するため、住民の防災意識の高揚に努めてまいります。

三つ目には、元気な産業と活力あるまちづくりで、地域の特性を生かしたすべての産業が調和して発展し、町民が生き生きとして働けるまちづくりが必要であります。

農業経営の安定については、高収益作物として、地域に定着させることを目的として、枝豆、アスパラガスの立茎栽培を行う農業者団体に対し、種子代、苗代、ハウス等資材費の助成を行ってまいります。

遠軽ブランドの育成、発信に向けては、町内産業各界及び地域住民、行政が連携し、町の産業活性化に寄与することを目的とした、オホーツクえんがる産業振興協議会が設立されたことから、本町としても地域資源を活用した物産の振興、遠軽ブランドの育成、発信に向けて応分の負担をしてまいります。

また、酪農における自給飼料増産のための草地整備改良等に取り組むことにより、良質粗飼料の生産拡大及びコストの軽減等を図ってまいります。

商工業の振興であります。現下の厳しい経済情勢の中で、中小企業の経営状況は、さらに悪化していることから、遠軽町中小企業融資条例に基づく中小企業融資資金の融資期間について、運転資金は5年以内を7年以内に、設備資金は7年以内を10年以内に延長し、事業経営の安定化に向けて支援してまいります。

さらに、小規模の設備投資や地域限定で実施している店舗の近代化を助成する遠軽町企

業振興促進条例及び遠軽町商工業振興条例の制度の一部が、本年3月31日をもって廃止となるところでありますが、現下の厳しい経済情勢をかんがみ、引き続き実施することにより、地元企業の発展及び雇用機会の拡大を図り、本町における企業立地の促進、新規起業、新規事業展開を支援してまいります。ともに今議会に条例改正の提案をいたしますので、御理解をお願いいたします。

雇用の場の確保については、国の緊急雇用創出事業により、一時的な雇用と就業機会を創出するため、緊急雇用対策として、新規雇用9名の雇用の場の確保を図ってまいります。

四つ目には、健康で生きがいを大切に、互いにささえあうまちづくりで、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指し、子育て支援を強化してまいります。

子育ての支援については、子供を産み育てやすい環境をつくるため、元気広場の拡充やゼロ歳児保育の充実を図るとともに、保護者の疾病などにより、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設で一定期間養育・保護を行う子育て短期支援事業を新たに実施してまいります。

また、就学前の乳幼児の入・通院及び小学生の入院に加えて、新たに中学生の入院に対しても、範囲を拡大して医療費の一部を助成することで、保護者の負担軽減と家庭の福祉向上を図ってまいります。

子ども手当については、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び向上に資するため、国の支給対象に基づき予算措置をしたところであります。

予防体制の充実については、乳幼児を中心に予防接種の実施によって、感染のおそれのある疾病の発生や蔓延を防止するため、新型インフルエンザ予防接種に加えて、新たに乳幼児が罹患しやすい細菌性髄膜炎の予防接種であるヒブワクチン及び高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種にかかる費用の一部を助成してまいります。

医療体制の充実については、国庫補助事業として新設された小児救急医療支援事業について、遠軽地区3町の小児科医療を全面的に担っている遠軽厚生病院に対し、湧別町、佐呂間町の共同事業として補助金を支出してまいります。

五つ目には、いきいきとした心を育み、文化の薫るまちづくりで、将来の遠軽を担う宝である子どもたちの育成と、町民一人一人が心豊かな生活を送るために、教育と文化、スポーツを支援してまいります。

教育の振興については、教職員の一層の資質向上を図り、研修活動を向上させるため、教職員の研修推進を充実してまいります。

義務教育の充実については、学校環境の維持・向上を図るため、遠軽小学校移転改修工事等を実施してまいります。

また、小中学校に在籍する障がいのある児童生徒に対し、きめ細やかな支援を行うため、特別支援教育支援員を配置し、学校、学級運営の円滑な運営を図ってまいります。

文化財の保護と活用については、世界的規模を誇る白滝黒曜石原産地と、その旧石器加

工遺跡群や自然環境ジオパークとして、教育や新たな観光資源に活用し、持続的な地域発展を目指す白滝黒曜石遺跡ジオパーク構想に基づき、白滝総合支所庁舎の一部を改修し、遠軽町埋蔵文化財センターの整備を行うとともに、地質情報の活用調査と展示施設の実施設設計を行い、ジオパーク拠点施設の整備を進めてまいります。

長年の懸案事項である文化センターの建設については、基本にかかわる議論を深め、方針を定めるとともに、建設する場合には、有利な起債を活用することが重要であり、過疎対策事業債や合併特例債が想定されます。しかしながら、これらの起債については期限があることから、この検討に当たっては、建設場所や維持管理費、老朽化した福祉センターの建てかえ、地域への経済効果等さまざまな議論が必要であり、そのためには、町民各位の知恵を拝借しながら、また、いろいろな意見を賜りながら検討してまいりたいと考えております。

六つ目には、みんなで進める協働のまちづくりで、まちの発展は行政の力だけでなく、町民の皆様が必要であります。町民の皆様と意見を交換しながらまちづくりを進めるために、行政情報を積極的にお知らせし、町政懇談会などの意見交換の場や、政策の目安箱制度を創設してまいります。

行政改革による公共施設の見直しであります。平成17年度から遠軽町行政改革大綱に基づき見直しを進めてまいりましたが、21年度をもって計画が終了することから、この検証結果を踏まえて、さらなる行政改革に向けて推進してまいります。

また、第三セクターについては、行政改革に伴う見直し方針により、株式会社遠軽農業振興公社の経営を民間主体に移行するため、関係機関等との協議により、応分の財政支援をしてまいります。

自衛隊関係については、現在国の防衛大綱及び中期防衛力整備計画の策定が1年間先送りされたことから、自衛隊駐屯地存置が不透明な状況にありますが、存置活動は、まさにこれからが正念場であり、陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会等の関係団体等との連携をより強め、ともに歩調を合わせて積極的に取り組んでまいります。

以上、平成22年度の町政執行に対する所信と、主な施策について申し上げます。

次に、本会議に提案いたしました平成22年度予算案及び主な議案について御説明申し上げます。

まず、予算編成については、経常経費の一層の抑制に努めるとともに、事務事業の緊急度、優先度を十分に勘案し、職員一人一人の創意工夫と入念な内部協議、検証を行い、最小の経費で最大の効果を上げるため、これまで以上に徹底した事務作業の見直しと厳しい選択を行い、限られた財源の重点的な配分に努め、地方分権や住民ニーズ等に対処したところとあります。

投資的経費については、地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、平成21年度補正予算で対応し、北2丁目団地公営住宅新築工事、遠軽小学校移転改修工事、生田原地域定住促進住宅一括繰上償還等により、一般会計では、27.1%増で計上したところであります。

《平成22年3月9日》

平成22年度予算の一般会計、特別会計、水道事業会計の予算規模であります。一般会計は130億8,800万円としたところです。また、特別会計については、国民健康保険特別会計26億5,889万1,000円、老人保健特別会計157万5,000円、後期高齢者医療特別会計2億7,356万1,000円、介護保険特別会計13億3,420万2,000円、簡易水道事業特別会計1億876万円、公共下水道事業特別会計12億9,662万2,000円、公共用地先行取得事業特別会計914万6,000円、水道事業会計5億5,771万9,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計、水道事業会計をあわせた総予算規模は、193億2,847万6,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

まず、歳入についてですが、平成22年度地方財政計画に基づき、本町の実績を踏まえ、収入見込額を計上したところです。

町税については、経済不況、雇用環境の悪化等による個人・法人町民税等の減少を見込みまして、3.6%減で計上したところです。

地方交付税につきましては、地方財政計画により見込み計上したところです。

国庫支出金、道支出金は、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、本年度計画しております投資的事業等の財源として予算措置をしたところです。

また、交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

まず、総務費ですが、地上テレビ放送の完全デジタル化対策に要する経費、コミュニティ助成事業補助に要する経費等を計上したところです。

交通安全対策では、交通安全推進事業に要する経費、町営バスの運行に要する経費、1条中通歩道整備工事に要する経費等を計上したところです。

自治振興対策では、自治会活動支援に要する経費、また、交通安全・防犯・青少年健全育成を柱とした安全・安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところです。

選挙関係では、参議院議員選挙及び知事・道議会議員選挙に要する経費を計上したところです。

民生費については、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等福祉施設の運営に要する経費をはじめ、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援に要する経費、高齢者、障害者、児童、幼児、乳幼児等への福祉対策に要する経費、国施策による子ども手当支給事業に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊婦検診事業に要する経費、子育て支援事業に要する経費、予防接種事業に要する経費等を計上したところです。

《平成22年3月9日》

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費、緊急雇用対策に要する経費等を計上したところです。

農業費の農業振興では、農業後継者対策に要する経費、アスパラガス立茎栽培等に補助する農産物栽培奨励事業、家畜防疫推進事業、酪農ヘルパー利用促進事業、農業融資・畜産関連利子補給事業、農業資金貸付事業に要する経費等を計上したところです。

また、道営草地整備事業で実施する生田原八重牧場の草地改良事業等の負担金を計上したところです。

林業振興では、有害鳥獣駆除に要する経費、民有林振興対策事業、町有林整備事業、森林整備地域活動支援対策事業に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工会議所及び商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するため、商工業融資利子補給事業及び企業振興促進助成事業に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者協会の運営を支援する経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会等が主催する各種イベントの推進、コスモス園ブランド化に向けてのプロモーション戦略立案及び山彦の滝ライトアップ等に要する経費等を計上したところです。

施設整備では、森林公園いこいの森園路整備工事に要する経費等を計上したところです。

土木費の道路関係では、南町39号線通道路改良舗装工事、北7丁目通道路改良舗装工事、南1丁目1号通道路改良舗装工事、清川西1線道路歩道整備工事、白滝市外西線道路改良舗装工事、土現河川改修に伴う豊里開拓道路馬産橋かけかえ工事にかかる負担金、除雪対策として、除雪ドーザ購入及びグレーダシャッターブレード購入に要する経費等を計上したところです。

都市計画関係では、街路事業で実施する中学校通道路改良舗装工事に要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、北2丁目団地公営住宅新築工事、学田団地公営住宅解体工事等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金で、災害演習訓練の出動に要する経費、消防ポンプ車購入事業に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金等に要する経費、生田原小学校開校100周年記念事業に要する経費等を計上したところです。

学校施設整備では、遠軽小学校移転改修工事、遠軽中学校野球場等整備工事、南小学校改修工事調査設計業務委託、遠軽小学校給食施設設計業務委託等を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育団体や人材の育成に要する経費等を計上したところです。

施設整備では、埋蔵文化財センター改修工事に要する経費等を計上したところです。

図書館関係では、蔵書の充実、図書館事業に要する経費等を計上したところです。

スポーツ振興関係では、健康増進や体力づくりに要する経費、スポーツ団体等の支援に要する経費等を計上したところです。

施設整備では、多目的広場・湧別川多目的広場にかかる芝修繕に要する経費等を計上したところです。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

国民健康保険制度は、相互扶助の精神に基づき、病気、けが、出産及び死亡の際の保険給付を行うことで、広く町民の福祉増進を図ってまいりました。

国保の現状といたしましては、国の抜本的な制度見直しの論議が始まりましたが、本町の国保は、医療費の増嵩や少子高齢化により、大変厳しい運営を強いられている状況であります。

歳出については、医療技術の進歩や社会経済情勢、主に制度の構造的な問題の影響によります医療費の増加に対応した予算を計上したところです。

歳入につきましても、近年の医療制度改正による財源負担の見直しの影響と、増加する医療費に対し、一般会計から繰入金を増額し対応したところです。

老人保健特別会計については、本制度は平成19年度に制度廃止となっておりますが、その後の残務処理を目的として医療費を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者3,680人が加入をしております本制度は、平成22年度に保険料を改定することから、歳入については、同広域連合が示す保険料徴収額等を計上したところです。

歳出については、保険料納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、歳入では保険料収入について、1号被保険者を7,242人と見込み、また、国・道負担金、支払基金交付金から繰入金等を計上したところです。

歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費、地域支援事業費等を計上したところです。

簡易水道事業特別会計については、歳出の主なものでは、安国浄水場計装設備設置工事、丸瀬布天神跨線橋水道管添架工事に要する経費、浄水場等の施設の維持管理経費、町債の元利償還金等を計上したところです。

歳入は、水道使用料、繰越金、町債等を計上したところです。

公共下水道事業特別会計については、下水道事業の水洗化戸数が平成21年度末で6,570戸となり、遠軽、丸瀬布及び白滝の3処理区で引き続き管渠整備等を進めていきます。

また、個別排水処理施設整備を丸瀬布地域及び白滝地域で引き続き対応してまいります。

《平成22年3月9日》

歳出の主なものでは、下水道の管渠整備、遠軽下水処理センター更新工事及び白滝川向地区汚水処理施設整備工事に要する経費、遠軽下水処理センター等の運転維持管理に要する経費、町債の元利償還金等を計上したところです。

歳入については、下水道使用料、受益者負担金・分担金、国庫補助金、一般会計繰入金、町債等を計上したところです。

公共用地先行取得事業特別会計については、起債の償還費でありまして、一般会計からの繰入金をもって充当するものです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は給水戸数を7,487戸と予定し、収益的収入では、水道料金等3億8,889万4,000円、収益的支出では施設の維持管理費、一般事務等の経費として3億6,148万6,000円を予定したところです。

また、資本的収入では配水管分担金等10万円、資本的支出では水道管布設替工事、水道メーター検漏取替費及び企業債償還金等1億9,623万3,000円を計上したところです。

次に、本会議に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第1号、表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び胆振西部衛生組合の解散に伴う、同組合理約の変更について協議したいので、議会の議決を求めるものです。

議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合及び留萌広域行政組合の解散並びに留萌市ほか2町衛生センター組合の名称変更に伴う同組合理約の変更について協議したいので、議会の議決を求めるものです。

議案第4号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、留萌広域行政組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び胆振西部衛生組合の解散並びに留萌市ほか2町衛生センター組合の名称変更に伴う同組合理約の変更について協議したいので、議会の議決を求めるものです。

議案第5号遠軽町職員の旅費に関する条例及び遠軽町治山施設維持管理条例の一部を改正する条例の制定については、北海道網走支庁が北海道オホーツク総合振興局に名称が変更となるため、条例を制定するものです。

議案第6号遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正については、乳幼児等医療費の助成にかかる対象年齢の拡大に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第7号遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、廃棄物の処理に関する清掃手数料取り扱いの区分の追加及び文言を整理するため、条例の一部を改正するものです。

《平成22年3月9日》

議案第 8 号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正については、財産の取得に伴い、新たに使用料を追加するとともに、あわせてセンター使用料金表を整理するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 9 号遠軽町商工業振興条例の一部改正については、中小企業者が高度化事業に対する助成の適用期間を延長するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 10 号遠軽町企業振興促進条例の一部改正については、町内企業の新設、移転及び増設に伴う設備投資に対する助成の適用期間を延長するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 11 号遠軽町中小企業融資条例の改正については、町内中小企業の事業運営に対する町融資の融資期間を延長するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 12 号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正については、町営住宅における暴力団員の入居等について制限するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 13 号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正については、定住促進住宅における暴力団員の入居等について制限するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 14 号遠軽町立学校設置条例の一部改正については、遠軽町立遠軽小学校を旧北海道遠軽郁凌高等学校に移転するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 15 号平成 21 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）について御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、道支出金及び地方債などについて、事務事業の確定により精査し補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意志に添いまして、それぞれ目的の基金に積み立てをするものです。

主な歳出については、生活交通路線維持対策事業補助金、地域活性化・経済危機対策事業の追加、地域活性化・きめ細かな対策事業、後期高齢者医療事業の追加、障害者自立支援事業の追加、子ども手当システム導入業務委託料、農業・畜産関連融資利子補給事業の追加、生田原温泉ホテルノースキング及び木のおもちゃ館ちゃちゃワールドの備品等の購入、除雪にかかる経費の追加、全日本アンサンブルコンテスト等の出場にかかる社会教育振興補助金の追加等について補正するものです。

議案第 16 号平成 21 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については、施設介護サービス等給付費等を精査し、補正するものです。

議案第 17 号平成 21 年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については、地域活性化・きめ細かな対策事業で実施する丸瀬布浄水場配水池連結管改修工事等を補正するものです。

議案第 18 号平成 21 年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）については、地域活性化・きめ細かな対策事業で実施する遠軽下水処理センター水処理棟天井等改修工事等を補正するものです。

議案第19号平成21年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）については、水道料金の不納欠損処分により補正するものです。

以上が本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、平成22年度施政執行方針及び提案要旨の説明といたします。

○議長（前田篤秀君） 富永教育委員長。

○教育委員長（富永史朗君） 一登壇一

平成22年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を御説明申し上げ、町議会並びに町民の皆様への御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

我が国においては、昨年高校の改定学習指導要領が告示され、幼稚園から高校までの新学習指導要領が出そろい、小学校は平成23年度から、中学校は24年度からの完全実施に向け移行措置期間に入るなど、各学校現場では、取り組みが本格化しております。

今回の学習指導要領は、生きる力という理念を継承し、その基盤となる確かな学力や豊かな人間性と、健康でたくましい身体を学習者に確実にはぐくむことを目指しております。

また、北海道においては、全国学力・学習状況調査の分析結果や北海道教育推進計画に基づいて、学校教育改善の方向性が示されております。

さらに、地域全体で学校教育を支援するために、学校支援地域本部の設置と、それに基づく学校支援ボランティア活動についての取り組みも進められているところであります。

教育委員会といたしましては、これら教育の動向を踏まえ、厳しい財政状況ではありますが、創意工夫の中で、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育の充実や生涯学習環境の充実に努めてまいります。

なお、昨年4月に開校いたしました遠軽町立遠軽中学校望の岡分校、東小学校の望の岡分校は、教職員が一丸となって充実した学校づくりを進めていることを皆様に御報告いたします。

それでは、学校教育について御説明申し上げます。

遠軽町の小・中学校では、新しい学習指導要領に基づく教育が既に始まっております。そこでは、生きる力をはぐくむという理念を継承しつつ、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立などを通じた児童生徒の確かな学力と豊かな心と健やかな体を育てることが喫緊の課題となっております。

はじめに、確かな学力の育成についてお話しします。

基礎的・基本的な知識・技能の習得につきましては、体験的な学習や繰り返し学習、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえるなどして、一人一人の知識・技能の獲得を図ってまいります。

《平成22年3月9日》

思考力・判断力・表現力等の育成につきましても、基盤となる言語能力を広く育てて、基礎的・基本的な学習内容の活用を十分図りながら、これらの力を育ててまいります。

学習意欲の向上や学習習慣の確立につきましては、家庭及び小・中学校と連携し、問題解決的な学習やキャリア教育などを通して、一人一人に学ぶ意義を十分認識させながら、みずから学ぶ意欲と望ましい学習習慣の確立に努めてまいります。

次に、豊かな心と健やかな体の育成についてお話しします。

豊かな心の育成につきましては、道徳教育を充実し、善悪の判断や他者を思いやる心を育て、同時に自然や環境とかかわる中で共生する心の涵養に努めるとともに、読書活動や音楽活動の充実を図りながら、一人一人の豊かな育ちを培ってまいります。

健やかな体の育成につきましても、全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果を踏まえ、保健体育の授業や運動部活動を活性化するなどして、健やかな体を育ててまいります。

続きまして、学校教育の重点事項についてお話しさせていただきます。

特別支援教育につきましては、特別支援教育支援員を配置するなどして、児童生徒一人一人に応じた適切な指導及び支援に努めてまいります。

いじめや不登校、問題行動等の解決につきましては、家庭・地域・関係機関との連携を深め、生徒指導の充実に努めます。同時に、PTAや地域で街頭巡回指導をするなど、地域全体で子どもたちを見守る体制づくりに取り組みます。

あわせて、学校安全につきましても、ハード面及びソフト面の両面から組織的、継続的に対応してまいります。特に学校施設の耐震化につきましては、遠軽町耐震改修促進計画が策定されることから、学校施設の耐震二次診断などを踏まえ、町部局とも協議しながら耐震化を進め、児童生徒などの安全を確保してまいります。

食育に関しましては、家庭・地域社会と連携し、食に関する正しい知識と食習慣を身につけ、望ましい食生活が送れる素地を育ててまいります。同時に、地産地消の取り組みを推進します。

信頼される学校づくりにつきましては、学校評価・学校関係者評価などを実施して、積極的に情報を受け入れ、同時に学校評議員制度を活用しながら、保護者や地域住民が学校運営に参画できる開かれた学校づくりを進めます。

あわせて、教師に対する信頼を確立するために、教職員評価の適切な実施や各種研修事業への参加を奨励し、専門職としての資質向上を図ってまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

なお、平成21年度補正予算として計上いたします地域活性化・経済危機対策交付金並びに地域活性化・きめ細かな臨時交付金による事業につきましても、繰越明許費として、平成22年度中の執行となりますことから、あわせて申し上げます。

幼稚園教育につきましては、私立幼稚園における就園奨励事業について、国の要綱に沿って支給額の引き上げを行い、幼児教育の振興と保護者の負担軽減を図ってまいりま

す。

小・中学校につきましては、障がいのある児童生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための特別支援教育支援員を必要な小・中学校に配置し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

また、新型インフルエンザから児童生徒の身体と健康を守るために、各小・中学校に消毒液等を配置し、新型インフルエンザへの予防対策を講じてまいります。

学校や教員に対しての信頼を確立するためには、教職員のさらなる資質向上が求められることから、各種研修事業への積極的な参加を促すとともに、研修機会の充実に努めてまいります。

昨年3月末をもって閉校いたしました遠軽郁凌高等学校の施設活用につきましては、町の方針を受け、学校施設として活用する方向で検討を進めてまいりましたが、最終的には遠軽小学校として整備を図ることで、保護者や学校関係者、地域住民などとの協議を行ってまいりました。その結果、町民の皆様方の一定の理解が得られたと判断いたしましたので、平成22年度の2学期から使用できるよう、施設の改修等を行ってまいります。

なお、学校給食施設につきましては、新たに設置が必要なことから、平成22年度においては、給食施設設計業務委託を実施するとともに、施設設置までの間、給食を運ぶために必要な配送車を購入いたします。

生田原小学校が、遠軽尋常高等小学校生田原教授場として明治43年に開校してから100年を迎えることから、100周年記念事業実行委員会に対し支援を行います。

施設整備につきましては、1条通改良工事に伴い、遠軽中学校の野球場を移設することから、フェンス移設等の整備工事を行ってまいります。

また、安国中学校校舎屋上防水工事、丸瀬布小学校屋体屋根改修工事、白滝小学校及び白滝中学校の高圧受電設備改修工事を実施いたします。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、食中毒防止策を強化するとともに、学校給食のスムーズな運営のため、備品の更新等適正な備品管理に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育は、社会教育法施行60年を経て、新たな時代を迎えています。

平成20年の社会教育法の改定は、教育基本法の改正を受けて、家庭教育に関する積極的な支援と青少年の体験活動の充実に係る事業の展開が期待されたものであります。これは学校教育との連携を重視したものであるとともに、社会教育の独自の意義に注目したものであり、学校教育のみならず、社会教育にも生きる力が求められることを示したものであります。

この生きる力は、社会教育のさまざまな事業展開をはじめ、社会教育施設である公民館や図書館、博物館の活動等、社会教育全体に求められているものであります。

そして、それらの期待にこたえるために、町民一人一人が生涯の、いつでも、どこで

も、だれでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、かつ成果を生かしていく社会の中で自己実現を図ることが重要であります。そのためには、生涯各期の学習機会の充実を図るとともに、学習情報提供の充実、学習相談体制の充実等を図り、住民の参画や協働による社会教育の充実に努めてまいります。

特に、今までの家庭教育支援事業の再構築を図るべく、家庭教育支援のあり方について見直しを加えていきます。

さらには、広い視野を持ってみずから学び続ける町民の育成に向けて、芸術文化活動や文化財保護活動等々を含めた生涯学習に対するニーズの十分な把握に努めるとともに、生涯学習活動の支援に努めてまいります。

また、これまでも子どもの体験活動、特に放課後対策に力を入れてきたところではありますが、より一層学びの中心である学校と地域の教育力を活用した学社融合の充実を図るとともに、町民一人一人がみずからの課題に対して、自主的・主体的に取り組めるよう積極的に支援してまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

これからの社会体育は、地域住民同士の交流を通して、連帯感・一体感の醸成を図り、地域の活力を育成していくことが求められております。

また、青少年の豊かな心や健やかな身体の育成・スポーツ活動を通して、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成など、さらには健康づくりの増進に努める必要があります。

このことから、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージや技能に合ったスポーツやレクリエーション活動に親しめるように各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことが重要であります。

そのためには、町民の生涯スポーツ社会への指向を図るとともに、地域の特性を生かした町民のだれもが、いつでも、どこでも、自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、積極的に支援してまいります。

これらの社会教育、社会体育の推進に当たりましては、社会教育中期計画に基づきながら、さまざまな学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯の各期に応じ、適宜・適切な事業や学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

なお、学校教育の主要事業と同様に、地域活性化・きめ細かな臨時交付金による事業につきましても、あわせて申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場の確保に努めてまいります。

あわせて、家庭の教育力が低下していると指摘されていることにかんがみ、これからの

家庭教育支援のあり方について、学級・講座の開設や情報の提供、相談体制の確立などを総合的に見直し、家庭教育支援事業の再構築を図ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会の提供や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。

文化財につきましては、遠軽町の埋蔵文化財の保存と活用を図るとともに、ジオパーク推進のガイダンス施設としての役割を果たす遠軽町埋蔵文化財センターの整備について、21年度に引き続き実施してまいります。

また、文化庁がアイヌ文化と深くかかわる北海道のすぐれた景観地を国の名勝として指定していくことから、その候補地に選定された瞰望岩について、名勝指定を受けるための手続を進めてまいります。

4図書館（室）につきましては、各図書館（室）間の連携を深め、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、生涯学習の情報センターとしての利便性を高め、町民に親しまれる図書館（室）として運営してまいります。

遠軽町図書館につきましては、現在地に移転してから既に1年が過ぎましたが、利便性の向上から、利用者、貸し出し冊数とも、従前と比較して増加し、安定的に推移している状況であり、今後においてもさらなる施設機能の充実に努め、町内図書館（室）の核としての役割を果たしてまいります。

また、読書の普及促進と利便性の向上を目的に、ゴールデンウィーク並びに夏休み及び冬休み中の定例休館日（年末年始は除く）を試行的に開館し、今後も図書館運営について検討してまいります。

施設整備につきましては、社名淵地域公民館の一部を改修してシャワー室を設置し、各種合宿や宿泊研修などでの利用促進に努めてまいります。

また、丸瀬布中央公民館の暖房設備及び玄関等の改修工事、丸瀬布木工体験交流館外壁改修工事、白滝図書室外壁等改修工事を実施し、施設の整備充実に努めます。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを引き続き開催してまいります。

また、屋内外施設の維持管理に努めるとともに、各施設の有効活用と地域の活性化や交流人口拡大を図るため、関係団体との連携・協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

えんがる温水プールにつきましては、オープンから既に1年が過ぎましたが、快適な施設環境と機能充実により、利用者も確実にふえ、スポーツの振興と健康の保持・増進に大いに活用されております。

今後とも健康づくりのために温水プールを利用する町民もふえると思われることから、利便性の向上を図り、利用者の拡大を探る中、平成22年度については、ゴールデンウ

《平成22年3月9日》

イク並びに夏休み中の定例休館日を試行的に開館してまいります。

また、冬期間の体育授業やスポーツの場として、多くの町民に利用されているロックパ
レースキー場の維持経費及び老朽したリフト（テレキット）を新たなリフト（ロープ搭）
に更新するための支援を行ってまいります。

施設整備につきましては、遠軽町総合体育館高圧受電設備改修工事、東体育館暖房設備
改修工事、えんがる高齢者スポーツセンター暖房設備改修工事、白滝柔剣道場屋根改修工
事を実施し、施設の整備充実を図ります。

以上、基本的な考え方について御説明申し上げましたが、これらの教育行政は、教育基
本法の精神を踏まえつつ、あわせて地方分権の推進や行政改革へのさらなる取り組みな
ど、時代の変化に迅速に対応しながら、みずから判断し、みずからの責任において推進し
ていくことが求められています。

そのためには、家庭や地域、さらには教育関係者とも常に情報を共有し、町民とともに
歩む教育行政の推進に努める必要があります。改めて、その使命と責任の重大さを自覚す
るとともに、関係機関や団体との連携を深め、教育の充実、振興のために一層努力してま
いる所存であります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、平成
22年度教育行政執行の方針といたします。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤江総務部次長。

○総務部次長（藤江敏博君） 議案第1号表彰について御説明をいたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定より、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるもので
あります。

表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町東町3丁目、
菊地麗子様から、社会福祉振興資金として30万円。遠軽町大通南1丁目、伊藤幸光様か
ら、観光振興資金といたしまして100万円の御寄附をいただいたものであります。

以上、2件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき、表彰したく提案するもので
あります。

《平成22年3月9日》

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号から日程第7 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第6 議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、日程第7 議案第4号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、以上3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

藤江総務部次長。

○総務部次長（藤江敏博君） 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明いたします。

網走支庁管内町村交通災害共済組合及び胆振西部衛生組合の解散に伴う北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について協議したく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたします。

別表中、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び胆振西部衛生組合を削るものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について御説明いたします。

胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合及び留萌広域行政組合の解散並びに留萌市ほか2町衛生センター組合の名称変更に伴う北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約

《平成22年3月9日》

約の変更について協議したく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を改正する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたします。

別表第1、胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合及び留萌広域行政組合を削り、留萌市ほか2町衛生センター組合を留萌南部衛生組合に改めるものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について御説明をいたします。

留萌広域行政組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び胆振西部衛生組合の解散並びに留萌市ほか2町衛生センター組合の名称変更に伴う北海道市町村総合事務組合同規約の変更について協議したく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙お開き願います。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたします。

別表第1につきましては、留萌広域行政組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び胆振西部衛生組合を削り、留萌市ほか2町衛生センター組合を留萌南部衛生組合に改め、あわせて解散に伴い、各市町に所在する団体数をそれぞれ改めるものであります。

別表第2につきましても、別表第1と同様の3団体を削り、1団体の名称を改めるものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の質疑を終わります。

《平成22年3月9日》

次に、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を採決いたします。

採決は上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第8 議案第5号遠軽町職員の旅費に関する条例及び遠軽町治山施設維持管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤江総務部次長。

○総務部次長(藤江敏博君) 議案第5号遠軽町職員の旅費に関する条例及び遠軽町治山

《平成22年3月9日》

施設維持管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

北海道条例であります北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が平成22年4月1日付で施行され、北海道網走支庁が北海道オホーツク総合振興局に名称が変更となるため、別紙のとおり条例を制定するものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町職員の旅費に関する条例及び遠軽町治山施設維持管理条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたします。

この条例は、関係条例2件の一部改正を一括して改正するものであります。

上段の新旧対照表、第1条、遠軽町職員の旅費に関する条例の一部改正につきましては、第17条第3項中、網走支庁管内を北海道オホーツク総合振興局管内に改めるものであります。

下段の新旧対照表、第2条、遠軽町治山施設維持管理条例の一部改正につきましては、第5条中、北海道（所轄支庁長）を北海道オホーツク総合振興局長に改めるものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町職員の旅費に関する条例及び遠軽町治山施設維持管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第6号遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺 健君） 議案第6号遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例

の一部改正についてを説明いたします。

子育て世帯の福祉の向上を目的といたしまして、受給対象者の年齢の拡大に伴い、本条例の一部を改正するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正する。

改正の内容につきましては、参考資料によりまして説明をいたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

本則の中で、満12歳につきましては、中学生を助成の対象とすることに伴いまして、満15歳に改め、条文を整理するものでございます。

次に、第4条第1項につきましては、中学生にかかる医療費の助成の額を小学生と同じく入院及び指定訪問看護にかかる医療費に限るとするものです。

次に、第6条中、ただし書きにつきましては、受給資格者証を交付しない対象者に小学生と同じく中学生を追加するものでございます。

以上で参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第7号遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺 健君） 議案第7号遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

《平成22年3月9日》

生活様式の変化などによりまして、廃棄物の処理に関する清掃手数料の取り扱いの区分に、10リットル用のごみ袋を追加するとともに、資源物に関する用語の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料によりまして説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

今回の改正は、別表1の改正でありまして、表中の取り扱いの区分に、容量10リットル袋、1袋20円を、容量15リットル袋、1袋30円の前に新たに追加するものでございます。

次に、同表、備考第1号中、資源物の定義につきまして、雑誌・本類、段ボール類、新聞、チラシ、紙パック、空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール及びその他プラスチックに改め、文言を整理するものでございます。

以上で参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成22年8月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第9号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） 議案第9号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを御説明いたします。

《平成22年3月9日》

遠軽町商工業振興条例の一部改正につきましては、中小企業者が行います高度化事業に対する助成の適用期間を延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町商工業振興条例の一部を改正する条例。

遠軽町商工業振興条例の一部を次のように改正するものであります。

改正の内容につきましては、別紙参考資料で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

これは遠軽町商工業振興条例の第3条を抜粋しました新旧対照表であります。

条例第3条第1号中に、適用期間の条文がございますが、本年3月31日をもって効力を失うことから、これを平成26年3月31日まで延長するものであります。

前のページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第10号遠軽町企業振興促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） 議案第10号遠軽町企業振興促進条例の一部改正についてを御説明いたします。

遠軽町企業振興促進条例の一部改正につきましては、町内企業の新設、移転及び増設に伴う設備投資に対する助成の適用期間を延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町企業振興促進条例の一部を改正する条例。

遠軽町企業振興促進条例の一部を次のように改正する。

《平成22年3月9日》

改正の内容は、別紙参考資料により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

これは遠軽町企業振興促進条例の第3条を抜粋しました新旧対照表であります。

条例第3条第1項第2号中に、適用期間の条文がございますが、本年3月31日をもって効力を失うことから、これを平成26年3月31日まで延長するものであります。

前のページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町企業振興促進条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第11号遠軽町中小企業融資条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） 議案第11号遠軽町中小企業融資条例の一部改正につきまして御説明いたします。

遠軽町中小企業融資条例の一部改正につきましては、町内中小企業の事業運営に対する町融資の融資期間を延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町中小企業融資条例の一部を改正する条例。

遠軽町中小企業融資条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別紙参考資料により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

これは、遠軽町中小企業融資条例の第7条を抜粋しました新旧対照表であります。

条例第7条4号中に、融資期間の条文がございますが、運転資金につきましては、5年以内から7年以内に延長、設備資金につきましては、7年以内から10年以内に延長する

ものであります。

前のページに戻りまして、附則としまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町中小企業融資条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第12号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 議案第12号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

町営住宅における暴力団員の入居などについて制限するため、別紙のとおり、本条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては、平成19年4月、東京都町田市における公営住宅で発生しました立てこもり発砲事件を契機に調査した結果、公営住宅において、暴力団員による不法行為などが多発しており、入居者及び周辺住民の生活の安全・安心の確保を図るため、国土交通省及び警察庁から条例改正を強く推進する必要があることで対応を求められていることから改正するものでございます。

別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、遠軽町町営住宅管理条例抜粋新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

第6条、入居者の資格、第4号の次に、第5号、その者及びその者と現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6

《平成22年3月9日》

号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを加え、第13条、同居の承認、第1項の次に、第2項、町長は同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならないを加え、第14条、入居の承継、第1項の次に、第2項、町長は入居の承継の承認を得ようとする者または当該承認を得ようとする者と現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならないを加えるものです。

また、第53条、第57条第2項、第62条第1項及び第75条、それぞれの最終号の次に、その者及びその者と現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員でないことを加えるものです。

以上で参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第12号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第13号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 議案第13号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

定住促進住宅における暴力団員の入居などについて制限するため、別紙のとおり、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例。

遠軽町定住促進住宅管理条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料遠軽町定住促進住宅管理条例抜粋新旧対照表

によりまして御説明いたします。

第6条、入居者の資格、第4号の次に、第5号、その者及びその者と現に同居し、または同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを加え、第11条、同居の承認、第1項の次に、第2項、町長は同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならないを加え、第12条、入居の承継、第1項の次に、第2項、町長は入居の承継の承認を得ようとする者または当該承認を得ようとする者と現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならないを加えるものがございます。

次に、第33条、駐車場等の使用者の資格、第4号の次に、第5号、その者及びその者と現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員でないことを加えるものです。

以上で参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 2点ばかりお尋ねをしたいと思います。先ほど聞けばよかったですけれども、ちょっとずらしてしまって申しわけありません。

暴力団員の構成員はわかりますけれども、準構成員も入りますか。それから、構成員か準構成員かの判断は職員がしますか、それとも別の機関がしますか。その2点お願いします。

○議長（前田篤秀君） 山本参事。

○建設課参事（山本善宏君） ただいまの御質問でございますけれども、まず1点目でございます。準構成員もしくは周辺関係人といった言い方をする場合もでございます。こういった方については、今回の条例の中には含まれておりません。

それから、2点目でございますけれども、判断についてでございますけれども、入居が決定された方につきまして、これからこの条例が成立しますと、警察署との協定を結ぶこととなります。これは個人情報取り扱いの関係でございます。その判断につきましては、警察署において判断するということとなります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第13号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成22年3月9日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号

○議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第14号遠軽町立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長(松橋行雄君) 議案第14号遠軽町立学校設置条例の一部改正について御説明をいたします。

遠軽町立遠軽小学校を旧北海道遠軽郁陵高等学校に移転するため、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町立学校設置条例の一部を改正する条例。

遠軽町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、資料であります。遠軽町立学校設置条例抜粋の新旧対照表によりまして御説明いたします。

別表第1、遠軽町立遠軽小学校の項中、遠軽町西町2丁目11番地1を遠軽町西町3丁目3番地15に改める。

以上で資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、条例本則の一部改正につきましては、ただいまの説明でかえさせていただきます。

附則として、この条例は、平成22年8月1日から施行する。

以上であります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第14号遠軽町立学校設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、1時まで暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前 0時59分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 議案第8号から日程第22号 議案第19号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第8号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正について、日程第18 議案第15号平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）、日程第19 議案第16号平成21年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第20 議案第17号平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第21 議案第18号平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第22 議案第19号平成21年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）、以上、議案6件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

石川産業課長。

○生田原総合支所産業課長（石川弘美君） 議案第8号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正について御説明いたします。

生田原コミュニティセンターの財産取得に伴い、岩盤浴使用料を新たに追加するとともに、あわせてセンター使用料金表を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部を改正する条例でありまして、遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部を次のように改正するものであります。

改正の内容につきましては、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

第12条は、使用料に関する規定でありまして、消費税等の取り扱いの違いから、室料及び宿泊料と入浴料をわかりやすく区分するため改正するものでありまして、第12条第1項中、別表第1、または別表第2に改め、同条第3項中、別表を別表第1及び別表第2に改めるものであります。

次に、現行の別表を第12条の規定により、別表1、別表2に改め、他条例の別表との整合性を図るものであります。

別表1につきましては、センター室料及び宿泊料金表でありまして、他条例の別表との整合性を図るため、現行の別表中の区分、時間及び適用など、表記を改正するものであります。

なお、現行の別表にあります休憩保養室1及び休憩保養室2の項につきましては、当該場所に岩盤浴を設置していることから削るものであります。

次に、別表第2につきましては、センター入浴料金表でありまして、入浴料に現在振興公社で設定をしています岩盤浴の料金、1人1回800円を加え、別表第1同様、他条例の

《平成22年3月9日》

別表との整合性を図り、改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第15号平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,961万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億8,785万1,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」により御説明いたします。

債務負担行為の補正につきましては、「第3表 債務負担行為補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第4表 地方債補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、6,225万4,000円を追加し、総額を71億9,966万9,000円とするものであります。1項同額であります。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料を364万3,000円減額し、総額を4億8,766万7,000円とするものであります。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に1,599万8,000円追加、2項国庫補助金に3億2,929万8,000円追加、3項委託金を1,139万5,000円減額し、総額を14億6,843万5,000円とするものであります。

15款道支出金につきましては、1項道負担金に835万6,000円を追加、2項道補助金を285万2,000円減額、3項委託金を72万8,000円減額し、総額を4億5,483万1,000円とするものであります。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入に276万円を追加、2項財産売り払い収入に106万2,000円を追加し、総額を6,718万3,000円とするものであります。

17款寄附金につきましては、232万5,000円を追加し、総額を708万円とするものであります。1項同額であります。

18款繰入金につきましては、10万円を減額し、総額を3,954万3,000円とするものであります。1項同額であります。

20款諸収入につきましては、5項雑入に1,648万円を追加し、総額を1億6,97

《平成22年3月9日》

4万7,000円とするものであります。

21款町債につきましては、3,020万円を減額し、総額を13億2,250万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計136億9,823万6,000円に3億8,961万5,000円を追加し、総額を140億8,785万1,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款議会費につきましては、131万8,000円を減額し、総額を9,366万9,000円とするものであります。1項同額であります。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に3億1,865万2,000円追加、5項統計調査費を40万円減額し、総額を38億9,976万3,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に4,665万9,000円追加、2項児童福祉費に441万円を追加し、総額を18億5,034万4,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を213万9,000円減額、2項清掃費を1,184万7,000円減額し、総額を9億7,422万7,000円とするものであります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に137万7,000円を追加し、総額を3億9,823万5,000円とするものであります。

7款商工費につきましては、2,830万3,000円を追加し、総額を3億5,103万2,000円とするものであります。1項同額であります。

8款土木費につきましては、2項道路橋梁費に5,802万5,000円を追加、3項河川費を1,566万3,000円減額、4項都市計画費を902万円減額、5項下水道費に179万8,000円を追加、6項住宅費を1,233万1,000円減額し、総額を16億1,342万6,000円とするものであります。

9款消防費につきましては、646万円を減額し、総額を7億1,276万8,000円とするものであります。1項同額であります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費を284万1,000円減額、2項小学校費に12万9,000円追加、3項中学校費を28万1,000円減額、6項社会教育費を23万6,000円減額、7項保健体育費を720万2,000円減額し、総額を8億8,375万6,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計136億9,823万6,000円に3億8,961万5,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の140億8,785万1,000円とするものであります。

次に、第2表、繰越明許費について御説明いたします。

《平成22年3月9日》

繰越明許費につきましては、2款総務費1項総務管理費、地域活性化・経済危機対策事業1億1,557万1,000円は、平成21年度国補正予算第1号にかかる地域活性化・経済危機対策事業に伴う経費。

2款総務費1項総務管理費、地域活性化・きめ細かな対策事業2億8,443万3,000円は、平成21年度国補正予算第2号にかかる地域活性化・きめ細かな対策事業に伴う経費。

4款衛生費1項保健衛生費、簡易水道事業特別会計繰り出し650万円は、平成21年度国補正予算第2号にかかる地域活性化・きめ細かな対策事業に伴う経費。

6款農林水産業費1項農業費、道営土地改良事業280万円は、平成21年度畑地帯総合整備事業にかかる道営土地改良事業に伴う負担金。

8款土木費5項下水道費、公共下水道事業特別会計繰り出し1,150万円は、平成21年度国補正予算第2号にかかる地域活性化・きめ細かな対策事業に伴う経費。

9款消防費1項消防費、全国瞬時警報システム整備事業153万円は、平成21年度国補正予算第1号にかかる経済危機対策に伴う経費でありまして、いずれも年度内支出が見込めませんので、繰越明許費とするものであります。

4ページをお開き願います。

次に、第3表、債務負担行為補正について御説明いたします。

債務負担行為の変更につきましては、農業経営緊急安定対策利子助成金、補正後限度額943万5,000円は、借入者の減少に伴い、限度額を変更するものであります。

債務負担行為の追加につきましては、平成21年度農業経営基盤強化資金利子補給1,914万7,000円は、新規貸し付け7件にかかるものであります。

平成21年度大家畜特別支援資金利子補給78万5,000円は、新規貸し付け3件にかかるものであります。

平成21年度畜産経営維持緊急支援資金利子補給270万8,000円は、新規貸し付け1件にかかるものであります。

なお、債務負担行為にかかる調書につきましては、57ページに記載をしておりますので、御参照を願います。

次に、第4表、地方債補正について御説明いたします。

地方債につきましては、GIS導入事業から臨時財政対策債までの16本につきましては、事業の執行精査等により、限度額をそれぞれ変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

また、58ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照を願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

15ページをお開き願います。

《平成22年3月9日》

3、歳出。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費、議会広報事業 31 万円の減額につきましては、議会だより作成にかかる印刷製本費の執行精査であります。議会活動事業 50 万円の減額につきましては、費用弁償の執行精査であります。議会事務局事業 50 万 8,000 円の減額につきましては、議事録調整業務委託料の執行精査であります。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、特別職人件費 170 万 1,000 円の減額につきましては、特別職給及び特別職期末手当の執行精査であります。職員人件費 1,189 万 3,000 円の減額につきましては、職員退職者等にかかる人件費の執行精査であります。総務一般経費 40 万 8,000 円の減額につきましては、臨時職員賃金の執行精査であります。職員研修事業 60 万 4,000 円の減額につきましては、特別旅費の執行精査であります。

2 目文書広報費、広報紙発行事業 67 万 6,000 円の減額につきましては、広報紙作成にかかる印刷製本費の執行精査であります。

5 目財産管理費、テレビ・ラジオ視聴環境整備事業 734 万 1,000 円の減額につきましては、丸瀬布デジタル中継局整備工事の執行精査であります。

8 目交通対策費、交通安全施設整備事業 27 万円の減額につきましては、1 条中通り歩道設置工事の執行精査であります。バス路線事業 2,785 万 9,000 円につきましては、生活交通路線維持対策事業補助金の確定に伴う補正でありまして、遠軽・サロマ線ほか 4 路線にかかるものであります。町営バス運行事業 248 万 9,000 円の減額につきましては、町営バス運行委託料及び備品購入費の執行精査であります。

10 目自治振興費、防犯灯維持事業 120 万円の減額につきましては、光熱水費の執行精査であります。

11 目電算管理費、電算システム維持管理事業 64 万 1,000 円の減額につきましては、GIS 導入事業開発整備業務委託料の執行精査であります。

12 目エネルギー対策費、エネルギー対策事業 1,730 万円の減額につきましては、住宅用太陽光発電システムモニター委託料は、当初予定 50 件に対し、実績 34 件の執行精査。住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、当初予定 20 件の予定に対し、実績 11 件の執行精査による減額であります。

13 目ジオパーク推進事業 118 万 7,000 円の減額につきましては、ジオパーク案内看板設置工事の執行精査であります。

15 目基金運営費、基金運営事業、まちづくり振興基金積立金 226 万 5,000 円の追加につきましては、指定寄付金 9 件及びふるさと納税寄附金 3 件に伴う積立金であります。

17 目地域活性化・経済危機対策費、地域活性化・経済危機対策事業 4,980 万 5,000 円につきましては、平成 21 年度国補正予算第 1 号にかかる地域活性化・経済危機対策臨時交付金により、平成 21 年 12 月までに予算計上済み額の修繕料、手数料、自動車

《平成 22 年 3 月 9 日》

損害保険料及び地域活性化対策事業委託料につきましては、執行精査による減額。地域活性化対策工事備品購入費及び自動車重量税につきましては、新たに追加するものであります。

なお、既に予算計上済み額のうち、年度内支出が見込めない1億1,557万1,000円を繰越明許費とするものであります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明をいたします。

18目地域活性化・きめ細かな対策事業。地域活性化・きめ細かな対策事業2億8,843万3,000円につきましては、平成21年度国補正予算第2号で創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金により、同交付金の趣旨に即したきめ細かなインフラ整備を行うもので、遠軽町に2億5,391万5,000円が交付される見込みであります。内訳は、地域活性化対策事業委託料350万円、地域活性化対策工事2億8,093万3,000円を計上し、町内経済の活性化に資するものであります。

なお、全額を繰越明許費とするものであります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

5項統計調査費1目統計調査総務費、各種調査事業40万円の減額につきましては、各種調査事業にかかる調査員報酬等の執行精査であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、後期高齢者医療事業2,731万2,000円につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金の確定により不足が生じたため、追加するものであります。

2目障害者福祉費、障害者自立支援事業2,938万3,000円につきましては、普通旅費、障害程度区分認定調査委託料、高額障害者福祉サービス費、日常生活用具給付事業扶助費、身体紹介者（児）補装具扶助費、身体障害者更正医療扶助費及び障害者自立支援対策推進事業扶助費は、執行精査による減額。介護給付費・訓練等給付費3,904万5,000円は、介護報酬の改定及び施設利用者増により、不足が見込まれることによる追加であります。

3目高齢者福祉費、老人福祉施設措置関連経費1,003万6,000円の減額につきましては、老人福祉施設入所措置扶助費でありまして、利用者入退所の執行精査であります。

2項児童福祉費2目児童措置費、児童手当支給事業441万円につきましては、子ども手当システム導入業務委託料でありまして、平成22年度国予算で子ども手当が創設されることに伴い、平成21年度国補正予算第2号において、子ども手当の円滑な実施を図るため、その準備のためのシステム経費に対する補助が計上されたことから、現在まちで使用している児童手当システムに、子ども手当システムを導入する委託料であります。

なお、財源は、全額国庫補助金であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、地域医療対策事業693万5,000円の減額につきましては、丸瀬布厚生病院損失負担金の確定に伴うものであります。

《平成22年3月9日》

2目母子保健費、妊婦検診事業224万6,000円につきましては、平成21年度国補正予算第2号により、平成21年2月1日受診分から全額公費負担しているもので、妊婦届け出の時期により、全14回の検診費用の取り扱いが異なることから、受診人数の精査による増減であります。妊婦健康診査委託料291万2,000円は、受診人数の増による追加。妊婦健康診査受診料扶助費66万6,000円は、執行精査による減額であります。

3目予防費は、財源の振りかえであります。

4目環境衛生費、簡易水道事業の推進650万円につきましては、簡易水道事業特別会計繰出金の追加でありまして、平成21年度国補正予算第2号で創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金によりインフラ整備を実施するため、簡易水道事業特別会計に繰り出すものであります。

5目診療所費、医科診療所運営事業395万円の減額につきましては、生田原診療所にかかる診療所業務委託料の確定に伴うものでありまして、医療費相当分の差額見込み額を補正するものであります。

2項清掃費1目清掃総務費、リサイクル推進事業351万9,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の執行精査であります。

2目じん芥処理費、ごみ収集事業401万5,000円の減額につきましては、ごみ収集委託料の執行精査であります。

3目し尿処理費、し尿処理事業431万3,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の執行精査であります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業融資利子補給事業136万円につきましては、農業経営基盤強化資金利子補給補助金185万8,000円は、新規貸し付け7件による追加。農業経営緊急対策利子助成金49万8,000円の減額は、資金借入者の減による執行精査であります。

4目畜産業費、畜産関連融資利子補給事業1万7,000円につきましては、大家畜経営改善支援資金利子補給事業補助金2,000円の減額は繰上償還による減額。大家畜特別支援資金利子補給事業補助金3,000円は、新規貸し付け3件による追加。畜産経営維持緊急支援資金利子補給補助金1万6,000円は、新規貸し付け1件による追加であります。

5目農地費につきましては、債権の振りかえであります。

7款商工費1項商工費2目商工施設費につきましては、財源の振りかえであります。

4目観光費、湧別原野クロスカントリースキー大会80万円の減額につきましては、第25回記念大会として、北海道市町村振興協会から補助金が交付されたことによるクロスカントリースキー大会負担金の執行精査であります。

5目観光施設費、生田原温泉ホテルノースキング管理事業2,788万5,000円につきましては、株式会社生田原振興公社がホテルノースキング内に所有する資産を遠軽町が

《平成22年3月9日》

取得するもので、財産購入費1,037万2,000円及び備品購入費1,751万3,000円の追加であります。木のおもちゃワールド館ちゃちゃワールド管理事業121万8,000円につきましては、株式会社生田原振興公社が、ちゃちゃワールド内に所有する財産を遠軽町が取得するもので、備品購入費の追加であります。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費、道路台帳整備事業132万6,000円の減額につきましては、道路台帳等補正委託料の執行精査であります。

2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持事業246万円の減額につきましては、側溝清掃工事などの執行精査であります。

除雪対策事業7,119万9,000円につきましては、昨年12月から本年2月中旬までの大雪に伴う除排雪作業の実施により、除排雪経費に不足が見込まれますので、追加するものであります。内訳は、道路除排雪業務委託料4,384万円、排雪誘導警備業務委託料64万6,000円及び機械借上料2,802万円であります。備品購入費130万7,000円の減額は、小型ロータリー購入費の執行精査であります。

3目道路橋梁新設改良費、道路新設改良事業938万8,000円の減額につきましては、南町39号線通用確設計業務委託料、福路中央通道路改良舗装工事などの執行精査であります。

3項河川費1目河川総務費、河川維持管理事業1,566万3,000円の減額につきましては、トーンナイ川支流土砂流出対策工事、原材料費などの執行精査であります。

4項都市計画費1目都市計画総務費、都市計画総務一般経費73万5,000円の減額につきましては、都市計画マスタープラン見直し業務委託料の執行精査であります。地籍整備事業93万円の減額につきましては、地籍調査業務委託料などの執行精査であります。

2目街路事業費、街路新設改良事業735万5,000円の減額につきましては、3・4・7野上通照明灯設置工事などの執行精査であります。

5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業の推進179万8,000円につきましては、平成21年度国補正予算第2号で創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金によるインフラ整備の実施及び事業費確定による精査に伴う追加であります。

6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅維持管理事業60万4,000円の減額につきましては、その他補償金の執行精査であります。建築指導業務138万5,000円の減額につきましては、建築物耐震化促進計画調査策定業務委託料の執行精査であります。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業1,034万2,000円の減額につきましては、あけぼの団地公営住宅建てかえ工事などの執行精査であります。

9款消防費1項消防費1目消防費、広域組合運営事業646万円の減額につきましては、遠軽地区広域組合消防負担金の執行精査であります。

10款教育費1項教育総務費4目地域活性化経済危機対策費、地域活性化経済危機対策事業284万1,000円の減額につきましては、備品購入費及び教材購入費の執行精査

であります。

2款小学校費2目教育振興費、小学校備品購入事業2万円につきましては、寄附者の意向によります生田原小学校にかかる図書購入費の追加であります。要保護・準要保護児童援助事業8万9,000円につきましては、対象者増により、就学援助費に不足が見込まれますので追加するものであります。小学校特殊教育就学奨励事業2万円につきましては、対象者増により、就学援助費に不足が見込まれますので追加するものであります。

3項中学校費2目教育振興費、中学校備品購入事業4万円につきましては、寄附者の意向によります生田原及び安国中学校にかかる図書購入費の追加であります。要保護・準要保護生徒援助事業26万1,000円の減額につきましては、就学援助費の執行精査であります。中学校特殊教育就学奨励事業6万円の減額につきましては、対象者の減少による減額であります。

6項社会教育費1目社会教育総務費、社会教育各種大会参加費補助事業26万6,000円につきましては、遠軽中学校2名、遠軽高校1名が浜松市において開催される第14回全日本中学生・高校生管楽器ソロコンテストに出場及び遠軽高校8名が新潟市において開催される第33回全日本アンサンブルコンテストに出場することにより、社会教育振興補助金に不足が見込まれますので、追加するものであります。文化財保護活用事業50万2,000円の減額につきましては、費用弁償の執行精査であります。

7項保健体育費2目体育施設費、水泳プール管理事業720万2,000円の減額につきましては、燃料費、遠軽温水プール外構工事などの執行精査であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして9ページをお開き願います。

2、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税6,225万4,000円につきましては、普通交付税の追加であります。

13款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料395万円の減額は、生田原診療所にかかる診療所使用料の精査であります。5目商工使用料1節商工施設使用料34万5,000円の減額は、岩見通コミュニティ広場駐車場使用料の精査であります。2節観光施設使用料65万2,000円につきましては、いこいの森遊具使用料、鉱泉使用料の精査による減額。太陽の丘えんがる公園施設使用料の精査による追加であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、社会福祉費負担金1,599万8,000円につきましては、障害者介護給付費等負担金の精査による追加及び障害者自立支援医療費負担金の精査による減額であります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、総務管理費補助金3億1,076万9,000円につきましては、無線システム普及支援事業補助金399万円は、丸瀬布デジタル中継局整備工事の精査による減額。地域活性化・経済危機対策臨時交付金5,970万1,000円及び地域活性化・公共投資臨時交付金114万3,000円は、平成21年度国補正予

《平成22年3月9日》

算第1号による追加。地域活性化・きめ細かな臨時交付金2億5,391万5,000円は、平成21年度国補正予算第2号による追加であります。2目民生費、国庫補助金433万3,000円につきましては、障害程度区分認定等事務費補助金の精査による減額。子ども手当準備事業補助金は、平成21年度国補正予算第2号により、子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費にかかる補助金として441万円を見込むものであります。3目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金562万8,000円につきましては、福路中央通道道路改良工事交付金30万円の減額は、事業費確定による精査であります。白滝市街西線道路改良工事交付金100万円及び南町39号線通道道路改良工事交付金518万円は、補助率の変更による追加でありまして、60%から65%に変更されたものであります。除雪機械購入費補助金25万2,000円の減額は、事業費確定による精査であります。2節都市計画費補助金300万円につきましては、3・5・8中学校通り道路改良工事交付金の補助率が60%から65%に変更されたことに伴う追加であります。3節住宅費補助金276万8,000円の減額につきましては、地域住宅交付金及び建築物耐震改修等事業補助金の精査であります。4目教育費国庫補助金833万6,000円につきましては、学校情報通信技術環境整備事業補助金の精査による追加及び理科教育設備整備費等補助金の精査による減額であります。

3項委託金3目土木費委託金1,139万5,000円の減額につきましては、トーウンナイ川支流土砂流出対策工事委託金の精査であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金800万円につきましては、障害者介護給付費等負担金の精査による追加及び障害者自立支援医療費負担金の精査による減額であります。2目土木費道負担金35万6,000円につきましては、地籍調査事業費負担金の精査であります。

2項道補助金1目総務費道補助金304万1,000円の減額につきましては、代替バス路線維持補助金及び地域政策総合補助金の精査であります。2目民生費道補助金168万5,000円の減額につきましては、障害者自立支援対策推進費補助金の精査であります。4目農林水産業費道補助金93万9,000円につきましては、農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金は、新規貸し付け7件による追加。大家畜経営改善支援資金利子補給補助金は、繰上償還による減額。大家畜特別支援資金利子補給補助金は新規貸し付け3件による追加。畜産経営維持緊急支援資金利子補給補助金は新規貸し付け1件による追加であります。7目衛生費道補助金93万5,000円の追加につきましては、健康増進事業補助金でありまして、対象事業は、健康教育、健康相談、訪問指導及び特定検診を除く健康診査であります。

3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金11万3,000円の減額につきましては、権限移譲事務交付金の精査であります。3節統計調査費委託金66万2,000円の減額につきましては、各種統計調査委託金の精査であります。3目土木費委託金4万7,000円につきましては、樋門樋管操作業務委託金の精査による追加であります。

《平成22年3月9日》

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入276万円につきましては、旧図書館にかかる建物貸付料の追加であります。

2項財産売り払い収入1目不動産売り払い収入106万2,000円につきましては、西町1丁目6番32、宅地59.98平方メートル、西町1丁目6番103、宅地29.43平方メートル、西町1丁目6番104、宅地17.72平方メートル、生田原150番4、雑種地314平方メートルを106万2,000円で売却したことに伴う町有地売り払い代金の追加であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄付金172万円の追加につきましては、社会福祉振興資金として、西町3丁目、橋本毅様から5万円、南町3丁目、鈴木弘美様から3万円、東町3丁目、菊地麗子様から30万円、大通南1丁目、扇良榮様から5万円、まちづくり振興資金として、寿町、山口孝二様から5万円、教育振興資金として、西町2丁目、長沼静子様から3万円、福路3丁目、久藤清様から10万円、太陽の丘えんがる公園ミニSL号整備資金として、2条通北8丁目、近藤晴子様から5万円、観光振興資金として、大通南1丁目、伊藤幸光様から100万円、生田原小学校、生田原中学校、安国中学校図書資金として、北見市千葉博様から6万円。3目ふるさと納税寄附金60万5,000円の追加につきましては、神奈川県平塚市宮田健一様から10万円、東京都目黒区、室井理沙様から50万円、神奈川県三浦市、石渡義樹様から5,000円、指定寄付金がございますので、寄附者の御意志に沿いまして予算措置をしたところであります。

18款繰入金1項基金繰入金4目名寄線代替輸送確保基金繰入金10万円の減額は、歳入確定による名寄線代替輸送確保基金繰入金の精査であります。

20款諸収入5項雑入6目雑入1,648万円につきましては、網走支庁管内町村交通災害共済組合財産処分金1,598万円は、網走支庁管内町村交通災害共済組合解散に伴う財産処分金であります。北海道後期高齢者医療広域連合すこやか推進事業補助金50万円は、その構成市町村が行う健康増進事業の経費に対し補助されるもので、対象は、がん検診、インフルエンザ対策であります。

21款町債1項町債1目総務債750万円の減額につきましては、GIS導入事業債、ジオパーク案内看板設置事業債、無線システム普及支援事業債、町営バス購入事業の精査であります。2目農林水産業債10万円の減額につきましては、国営かんがい排水事業2期地区事業一括償還事業債の精査であります。3目商工債140万円の減額につきましては、いこいの森整備事業債の精査であります。4目土木債1節道路橋りょう債1,080万円の減額につきましては、地方特定道路整備事業債、除雪機械整備事業債、福路中央通道路改良舗装事業債、白滝市街西線新滝橋架設事業債、南町39号線通道路改良舗装事業債の精査であります。2節都市計画債480万円の減額につきましては、3・5・8中学校通道路改良舗装事業債の精査であります。3節住宅債90万円の減額につきましては、公営住宅建設事業債の精査であります。5目消防債140万円の減額につきましては、消防ポンプ車購入事業債の精査であります。6目教育債280万円の減額につきましては、

《平成22年3月9日》

温水プール整備事業債の精査であります。7目臨時財政対策債50万円の減額につきましては、臨時財政対策債の精査であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 続きまして、一般会計補正予算歳出の20ページをお開き願いたいと思います。

地域活性化・経済危機対策事業及び地域活性化・きめ細かな対策事業について御説明申し上げます。

まず、地域活性化・経済危機対策事業について御説明申し上げます。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、国の平成21年度補正予算第1号の経済危機対策といたしまして、地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業を積極的に実施できるよう創設された交付金でございます。

交付金を有効に利用いたしまして、地域活性化等に資する事業の追加的な実施に努め、積極的に地域活性化等に取り組むようされております。

遠軽町におきましては、5億6,646万3,000円が交付されるのものでございます。今回の補正予算の歳出の内訳につきましては、地域活性化・経済危機対策事業として、予算計上済みの事業を執行精査し、さらに新規の事業を継承した結果の予算計上額でありますので、御理解賜りたいと存じます。

なお、今回追加した事業並びに一部の事業につきましては、先ほど財政課長からもありましたとおり、年度内に執行できないことから、繰越明許を予定してございます。

今回追加する事業につきましては、お手元に配付しております赤番9、平成21年度補正予算に関する資料、一般会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計により御説明を申し上げたいと思います。

まず、1ページをお開き願いたいと思います。工事請負費につきましては、1番の公共施設等地上デジタル放送対応工事から5番白滝中学校高圧受電設備改修工事で5事業、2,576万円でございます。

備品購入につきましては、6番、公共施設等地上デジタル放送対応機器購入から9番ごみ収集車購入まで4事業、2,670万円の計上でございます。

続きまして、2ページをお開き願いたいと思います。2ページにつきましては、遠軽地域で実施いたします福路防災センター水洗化工事の位置図を示したものでございます。

3ページにつきましては、生田原地域で実施いたします旧安国教職員住宅解体工事の位置図でございます。

4ページにつきましては、白滝地域で実施いたします白滝小学校及び白滝中学校高圧受電設備改修工事の位置図でございます。

続きまして、地域活性化・きめ細かな対策事業について御説明申し上げたいと思いま

す。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、あすの安心と成長のための緊急経済対策、平成21年12月8日閣議決定におきまして、電線の地中化、都市部の緑化などの地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援するとされたことを踏まえ、国の平成21年度補正予算第2号の緊急経済対策として創出されました交付金でございます。

本交付金の趣旨を十分に踏まえまして、本交付金を有効に活用し、緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備の事業の実施によりまして、地元中小企業、零細事業者の受注に努め、積極的に地域活性化等に取り組むようされてございます。

遠軽町に第一次交付限度額といたしまして、2億5,391万5,000円が交付されるものでございます。

今回の補正予算の歳出の内訳につきましては、地域活性化・きめ細かな対策事業といたしまして、一般会計で2億8,443万3,000円を計上、簡易水道事業特別会計で650万円、公共下水道事業特別会計で1,150万円、あわせて3億243万3,000円の計上であります。全額繰越明許費を予定してございます。

事業の内容につきましては、お手元にお配りしております赤番9、平成21年度補正予算に関する資料、一般会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の地域活性化・きめ細かな対策事業により御説明をいたしたいと思っております。

まず、5ページをお開き願いたいと思っております。

一般会計におきましては、委託料、1番、南町4丁目中通用地確定業務委託の1事業350万円でございます。

工事請負費といたしまして、2番の白滝共同受信施設デジタル化整備工事から、49番、白滝柔剣道場屋根改修工事までの48事業、2億8,093万3,000円でございます。

7ページにつきましては、簡易水道事業特別会計におきましては、工事請負費といたしまして、50番、丸瀬布浄水場配水池連結管改修工事650万円でございます。

8ページ、公共下水道事業特別会計におきましては、委託料、51番、遠軽下水処理センター水処理天井等改修設計業務委託295万円。工事請負費、52番、遠軽下水処理センター水処理天井等改修工事855万円。あわせて、二つの事業で1,150万円でございます。

続きまして、9ページをお開き願いたいと思っております。9ページから11ページまでは、遠軽地域で実施いたします南町4丁目中通用地確定業務委託ほか23の事業の位置図を示したものでございます。

事業名につきましては、右下の凡例をお目通し願いたいと思っております。

12から13ページにつきましては、生田原地域で実施いたします生田原保育所暖房及び給湯設備改修工事ほか6事業の位置図でございます。

14ページから15ページにつきましては、丸瀬布地域で実施いたします丸瀬布保育所

《平成22年3月9日》

屋根塗装工事ほか10事業の位置図でございます。

16ページから17ページにつきましては、白滝地域で実施いたします白滝ふれあいセンター外壁等改修工事ほか4事業の位置図でございます。

18ページにつきましては、公共下水道事業特別会計で実施いたします遠軽下水処理センター水処理棟天井等改修設計業務委託ほか1事業の位置図でございます。

19ページにつきましては、簡易水道事業特別会計で実施いたします丸瀬布浄水場配水池連結管改修工事の位置図でございます。

20ページからにつきましては、主な工事の資料となりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の第二次交付限度額といたしまして、国より昨日通知がありまして、4,028万7,000円の追加内示がありました。第一次交付限度額とあわせまして、遠軽町におきましては、2億9,420万2,000円が交付の予定となる見込みでございます。

なお、これにかかる事業につきましては、会期中に追加議案として御提案を予定しておりますので、追加議案提案時に詳細御説明を申し上げたいと思います。

以上で、地域活性化・経済危機対策事業並びに地域活性化・きめ細かな対策事業について説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 寒河江保健福祉課長。

○保健福祉課長（寒河江陽一君） 議案第16号平成21年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成21年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,781万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,129万9,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1、歳入。

5款支払基金交付金に121万2,000円を追加し、総額を3億7,228万7,000円とするものであります。1項同額であります。

9款繰越金に2,660万5,000円を追加し、総額を3,669万7,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計13億2,348万2,000円に2,781万7,000円を追加し、総額を13億5,129万9,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

《平成22年3月9日》

2、歳出。

2款保険給付費は、1項介護サービス等費に700万円追加、2項高額介護サービス等費に300万円追加、3項高額医療合算介護サービス等費に800万円追加、4項特定入所者介護サービス等費に100万円を追加し、総額を12億4,434万9,000円とするものであります。

4款基金積立金に881万7,000円を追加し、総額を926万9,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計13億2,348万2,000円に2,781万7,000円を追加し、総額を13億5,129万9,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費700万円の内訳につきましては、居宅介護サービス等給付費600万円減額、特例居宅介護サービス等給付費300万円減額、地域密着型介護サービス等給付費200万円減額、施設介護サービス等給付費1,100万円追加、居宅介護等福祉用具購入費100万円追加、居宅介護等住宅改修費300万円追加、居宅介護サービス等計画給付費300万円追加でありまして、実績見込み精査によります追加であります。

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費300万円につきましては、高額介護サービス等費の実績見込み精査によります追加であります。

3項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス等費800万円につきましては、高額医療合算介護サービス等費の実績見込み精査によります追加であります。

4項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス等費100万円につきましては、特定入所者介護サービス等費の実績見込み精査によります追加であります。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金881万7,000円につきましては、介護給付準備基金積立金の予算精査によります追加であります。

戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入であります。5款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金121万2,000円につきましては、介護給付費支払基金交付金過年度分の予算精査によります追加であります。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金2,660万5,000円につきましては、前年度繰越金精査によります追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 議案第17号平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計補

《平成22年3月9日》

正予算（第2号）について御説明いたします。

平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億926万8,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

繰越明許費の補正につきましては、「第2表 繰越明許費」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第3表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入につきましては、5款町債を20万円減額し、総額を540万円とするものであります。1項同額であります。

6款繰入金は、650万円補正し、総額を650万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計1億296万8,000円に630万円追加し、総額を1億926万8,000円とするものであります。

2ページをお開き願います。

2、歳出につきましては、2款事業費に630万円追加し、総額を5,007万3,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計1億296万8,000円に630万円追加し、総額を1億926万8,000円とするものであります。

3ページの第2表、繰越明許費につきましては、2款事業費1項水道施設費、地域活性化・きめ細かな対策事業650万円は、平成21年度国補正予算第2号にかかる地域活性化・きめ細かな対策事業に伴う経費であります。

4ページをお開き願います。

第3表、地方債補正につきましては、起債の限度額を変更するもので、簡易水道事業債の精査により560万円を540万円に変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

また、12ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照願います。

5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

3、歳出につきましては、2款事業費1項水道施設費1目水道管理費630万円の追加は、15節工事請負費で生田原白滝浄水場に設置しました水質計測機器の執行精査により水道管理費事業20万円の減額、また、地域活性化・きめ細かな対策事業650万円につ

きましては、平成21年度国補正予算第2号で創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金でありまして、遠軽町に交付される同交付金を繰り入れ、地域活性化対策工事650万円を計上するものであります。

なお、全額繰越明許費とするものであります。

戻りまして、8ページをお開きください。

2、歳入につきましては、5款町債1項町債1目簡易水道事業債は、簡易水道事業債の精査による20万円の減額であります。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、地域活性化・きめ細かな対策事業にかかる一般会計からの繰入金650万円の補正であります。

なお、地域活性化・きめ細かな対策事業、丸瀬布浄水場配水池連結管改修工事箇所につきましては、赤番9の平成21年度補正予算に関する資料23ページに記載しておりますので、御参照願います。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第18号平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,085万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億3,661万9,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

繰越明許費の補正につきましては、「第2表 繰越明許費」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第3表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入につきましては、1款分担金及び負担金は1項分担金に76万円追加、2項負担金に113万6,000円追加し、総額を1,367万円とするものであります。

2款使用料及び手数料は、2項手数料を1,000円減額し、総額を2億7,429万7,000円とするものであります。

3款国庫支出金は438万3,000円減額し、総額を8,431万7,000円とするものであります。1項同額であります。

5款繰入金は179万8,000円追加し、総額を6億8,556万9,000円とするものであります。1項同額であります。

6款繰越金は253万7,000円追加し、総額を753万7,000円とするものであります。1項同額であります。

8款町債は1,270万円減額し、総額を3億7,020万円とするものであります。1項同額であります。

《平成22年3月9日》

これによりまして、歳入合計14億4,747万2,000円から1,085万3,000円減額し、総額を14億3,661万9,000円とするものであります。

2ページをお開き願います。

2、歳出につきましては、1款公共下水道費は784万円減額し、総額を4億3,609万円とするものであります。1項同額であります。

2款個別排水処理費は301万3,000円減額し、総額を153万7,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計14億4,747万2,000円から1,085万3,000円減額し、総額を14億3,661万9,000円とするものであります。

3ページの第2表、繰越明許費につきましては、1款公共下水道費1項公共下水道費、地域活性化・きめ細かな対策事業1,150万円は、平成21年度国補正予算第2号にかかる地域活性化・きめ細かな対策事業に伴う経費であります。

4ページをお開き願います。

第3表、地方債補正につきましては、起債の限度額を変更するもので、公共下水道整備事業債の精査により8,350万円を7,350万円に変更し、個別排水処理施設整備事業債は、当初予定していました事業がなかったことから、廃止するものであります。

なお、公共下水道整備事業債の起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

また、16ページに地方債の前年末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照願います。

5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。

12ページをお開き願います。

3、歳出。

1款公共下水道費1項公共下水道費1目一般管理費67万円の減額は、19節負担金補助及び交付金で、水洗化早期奨励等補助金、水洗化等工事資金、利子補給金の精査による減額であります。

2目下水道整備費401万2,000円の減額は、13節委託料を170万7,000円追加し、15節工事請負費を571万9,000円減額するもので、公共下水道工事管渠設計調査委託料、白滝川向地区公共下水道事業実施設計委託料及び公共下水道管渠工事の執行精査により1,551万2,000円減額するものであります。

また、地域活性化・きめ細かな対策事業1,150万円につきましては、平成21年度国補正予算第2号で創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金でありまして、遠軽町に交付される同交付金を繰り入れ、地域活性化対策事業委託料295万円、地域活性化対策工事855万円を計上するものであります。

なお、全額繰越明許費とするものであります。

《平成22年3月9日》

3目下水道処理センター費315万8,000円の減額は、12節役務費を180万円減額し、13節委託料を135万8,000円減額するもので、汚泥処理手数料の精査による減額並びに遠軽下水道処理センター等運転維持管理委託料の執行精査による減額であります。

次のページをお開き願います。

2款個別排水処理費1項個別排水処理費1目排水処理整備費301万3,000円の減額は、12節役務費を1万3,000円減額し、15節工事請負費を300万円減額するもので、浄化槽設置にかかる法定検査手数料及び浄化槽設置工事費の減額であります。

戻りまして、8ページをお開きください。

2、歳入であります。1款分担金及び負担金1項分担金1目下水道費分担金は810万円の追加、2目排水処理費分担金は5万円の減額であります。

2項負担金1目下水道費負担金は113万6,000円の追加であります。

2款使用料及び手数料2項手数料2目個別排水手数料は1,000円の減額であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道費補助金は438万3,000円の減額であります。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は206万円の追加。2目一般会計繰入金、個別排水は26万2,000円の減額であります。

6款繰越金1項繰越金1目繰越金は、前年度からの繰入金253万7,000円の追加であります。

8款町債1項町債1目公共下水道事業債は、公共下水道整備事業債の精査による1,000万円の減額。2目個別排水事業債は、個別排水処理施設整備事業債の精査による270万円の減額であります。

なお、地域活性化・きめ細かな対策事業、遠軽下水道処理センター水処理棟天井等改修工事箇所につきましては、赤番9の平成21年度補正予算に関する資料24ページに記載しておりますので御参照願います。

以上で、公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第19号平成21年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成21年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

支出につきましては、1款事業費3項特別損失を42万円補正し、総額を3億7,653万5,000円とするものであります。

次のページをお開きください。

1ページは実施計画と資金計画、2ページから3ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

《平成22年3月9日》

4 ページをお開きください。

補正予算第 3 号、明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきましては、1 款事業費 3 項特別損失 3 目過年度損益修正損 1 節不納欠損は 4 2 万円を補正するので、水道料金を不納欠損処分するものであります。

次に、不納欠損の内容について御説明いたします。

遠軽町の債権の管理に関する条例の規定に基づき、その他の債権に該当する水道料金の債権を放棄するものです。その他の債権の放棄に関する規定は、条例第 1 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号の各号のいずれかに該当する場合でありまして、今回債権放棄の対象となる規定は、第 1 号、第 3 号及び第 4 号であります。

条例第 1 6 条第 1 項第 1 号に該当するものは、債務者が生活保護を受け、また死亡したことによるもので、2 件、1 0 万 5, 4 5 2 円であります。

条例第 1 6 条第 1 項第 3 号に該当するものは、民法の規定により時効の 2 年を経過し、かつ居所不明によるもので、1 7 件、2 9 万 8, 2 0 0 円であります。

条例第 1 6 条第 1 項第 4 号に該当するものは、債務者が死亡し、かつ相続放棄となったもので 1 件、7, 9 8 0 円であります。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 2 時 2 5 分まで休憩いたします。

午後 2 時 1 1 分 休憩

午後 2 時 2 7 分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程いたしました議案 6 件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第 8 号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 8 号の質疑を終わります。

次に、議案第 1 5 号平成 2 1 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）の質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

1 款、1 5 ページから 1 6 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 2 款総務費、1 7 ページから 2 2 ページ。

石田議員。

○1番（石田通行君） 20ページにエネルギー対策の委託料、負担金、相当高額な減額補正をしておりますが、ここに至った内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 高橋ジオパーク課長。

○ジオパーク推進課長（高橋義久君） 今回の減額補正についてでございますけれども、モニター制度につきまして、50件予算措置をしておりました。そのうち、34件申し込みがありまして、そのうち16件の分、これは480万円の減額の分です。34件につきまして、今年度は制度創設ということで、周知に時間がかかったと。申請がやっぱり半分以上が9月以降。主に売電単価が倍になりました11月以降に申請が来まして、約半分以上来たことによりまして、要するに21年度と22年度、21年度の予算が400万円。22年度に620万円予算がずれ込んだということで、1,100万円の減額ということでございます。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） そうすると、この趣旨をもう少しPRすることによっては、こういう減額補正がなかったというふうに理解していいということですか。

○議長（前田篤秀君） 高橋ジオパーク課長。

○ジオパーク推進課長（高橋義久君） 制度の周知以外にも、やはり住民の方が、やはり太陽光発電についての投資に対して、回収の年度がかなりかかると。そういうことも懸念されたと思います。ただ、国の政策によって、売電単価が2倍になることによって、かなり投資経費が、回収年数がかなり早まると、そういうことも勘案されて、かなり秋以降にふえてきたということでございますので、来年度以降については、かなり早目に件数の応募もあるというふうに担当としては考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 建物の形によって、私の家該当するのでしょうかとか、どうなのでしょうとかというような話も何がし聞くのですが、そういったようなPRというか、御相談はなかったのですか。

○議長（前田篤秀君） 高橋ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（高橋義久君） 建物の形と言いますと、新築のほうでございますか。それとも要するに屋根の向きとか、やはりそういうこと。

やはり当然いろいろと問い合わせはありました。やはり向きとか、あとは屋根につけると、やっぱりいろいろな障害が出るのでないかとか、もしくは冬の部分について、やはり雪が落ちないのでないかとか、そういう部分もいろいろ問い合わせはありました。現在いろいろとデータが出てきておりますので、その辺をいろいろ分析した中で、来年度に向けていろいろと情報を提供していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) それでは、3款民生費、23ページから26ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 4款衛生費、27ページから30ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 6款農林水産業費、31ページから32ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 7款商工費、33ページから34ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 8款土木費、35ページから44ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 9款消防費、45ページから46ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 10款教育費、47ページから56ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。
10款地方交付税、9ページから10ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 13款使用料及び手数料。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 14款国庫支出金。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 15款道支出金、9ページから12ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 16款財産収入、11ページから12ページ。
山田議員。
- 8番(山田和夫君) 不動産の売り払い収入の内訳について、件数ごとに金額を教えてください。
- 議長(前田篤秀君) 岩山情報管財課長。
- 情報管財課長(岩山靖彦君) 土地の売買収入ということでございまして、この内訳ということでございますね。

西町1丁目の6番地32、それと西町1丁目6番地104、これにつきまして34万9,000円。それと西町1丁目6番地103、これにつきまして12万円。それから、生田原150番地4の部分につきまして、60万3,000円という内訳でございまして、合計107万2,000円でございます。そのうち、当初予算で1万円を組んでございましたので、増額として106万2,000円を計上したところでございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 西町も含めてですが、町の土地ですから、買った単価があるはずですよ。買ったときの買入れ価格わかりますか。わかったら教えてください。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 当時の価格については、ちょっと調べておりませんので。

○8番（山田和夫君） 売り値しか知らない。

○情報管財課長（岩山靖彦君） はい。

○8番（山田和夫君） 買い値もあるよね。当然買い値もありますよね。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 買い手のほうはわかります。

○8番（山田和夫君） 買い値教えてください。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 済みません、買い値のほうでございませぬ。それについては、今ちょっと資料を持ち合わせてございませぬので、今調べまして、後で御報告するということではよろしゅうございませぬか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時36分 休憩

午後 2時42分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 済みません、西町の地区につきましては、大変申しわけありませんが、昭和38年ごろということで、価格の部分については、ちょっと今不詳です。御理解願いたいと思います。

生田原150番地の4につきましては、取得価格が114万6,358円であります。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 西町は余りにも古いということなのでしょうけれども、生田原についてお尋ねをいたしますが、今買った価格が114万と言ったのですよね。売り値60万ですよ。この土地というのは、買った後に、たしか聞いたら、今現在ついている道路から用地が低いので、埋め戻しをして、高さをとって、そして舗装をして、ちゃちゃワールドの第3駐車場ということで整備をした地域ですよ。場所ですよ。そういうふうに認識して質問しますけれども、土を入れて整備をして、舗装までして、お金をかけて舗装までして工事費入れて舗装までしてですよ、そして買い値が114万で売り値が60万。約半値ですよ。半値とは言いませんけれども、半分近いですよ。何でそんなからくりができるのですか。町が買うということは、税金投入しているのですよね。町費ですから税金投入ですよ。町民のお金を使って高い買い物をして安く売るので、こんなに。なぜこんな安い単価になるのですか。

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

《平成22年3月9日》

○情報管財課長（岩山靖彦君） 土地の評価につきまして、売り払いをするときに税の評価額を、平米当たりの単価を出しまして、それを基準として積算しているという状況でございまして、これはずっとやっていることでございます。

○8番（山田和夫君） そうしたら買うときの積算単価はどうなるの。

議長、3回質問終わったのですけれども、もう1回やらせてもらっていいですか。

済みません、通常質問3回までですから、やめようと思ったのですけれども、余りにもちょっと答えがあいまいなのですよ。やはり、買ったときは確かに遠軽町ではなく、旧生田原町だったのですよね。の問題ですから、遠軽町の今の担当課長に聞くのもどうかなと思うのですけれどもね、しかしやっぱり旧生田原町であろうと、遠軽町であろうと、やっぱり公費を投入をして買う以上は、やはり適正な価格で買わなければいけないわけです。税金使うわけですから。しかも売るときだって、その時代に合わせて、確かに単価表だとかいろいろあるのでしょうか。わかりますけれどもね、町民感情にしてみれば、114万で買ったやつを、土を入れて平らにして、道路の歩道と同じ高さにして、しかも整備をして舗装までしてですよ、きちっと仕上げ、買った114万よりも安い60万で売るなんていうのは、常識的には町民としては納得しないでしょう。

しかも、これ売るときに経緯を聞いたら、お買いになられた方1人としか交渉してないのですよね。町有地を売却しようとするときに、ある1人の人に固定をして交渉を進めると、逆に欲しい人いるかもしれないですよ。公募してないですよ。売りますというあれも何もしてないですよ。そういう交渉の仕方というのでしょうかね、ちょっと納得いかないですよ。その辺の経緯について、もう少し詳しく教えてください。

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） この土地の経緯につきましては、形状が通常の形、これが4メートルと38メートルとちょっと細長いケースでございまして、家が建つような状況でございました。それにつきまして、隣接者の方に買っていただきたいという交渉をしていたということもございしますが、それに伴いまして、ここの駐車場を使っておられました方につきましても、ここの部分について購入の希望があるのかどうかということもお聞きしておりまして、その分については、要らなかったということがございましたので、近接しております方と交渉して、この価格で契約を結んだということでございます。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

石田議員。

○1番（石田通行君） その土地なのですけれども、副町長にお尋ねしたいです。何か特別安い形でやっているのですけれども、これ特に何か公共性か何かあったということで、そんなふうにしたやにも思われるのですけれども、そういったことなのですかね。そういったことが全くないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 広井副町長。

○副町長（広井澄夫君） 公共性ということでございますけれども、旧生田原町の当時と

いたしましては、そのちゃちゃワールドの第3駐車場という、そういった公共性を持って購入をし、駐車場として整備をした経過がありますが、現在のちゃちゃワールドの状況ということから判断いたしまして、第3駐車場までは必要がない、そういった判断のもとで、それについては町有地売り払いという方向をもって、近隣の方に買い上げていただく方向で協議をさせていただいたわけでありまして、先ほども課長のほうからも申し上げましたけれども、駐車場として一部使われていた、そういった事実ありますので、使われていた先に、そういったことでお買い上げいただけないかということもお話しした経過がありますけれども、そちらのほうとしては、駐車場として買うことは考えていないというお話しでありましたので、細長い土地という、そういう特別な事情もございまして、隣接する方にお買い上げいただくようなことで協議をさせていただいたという経過でございます。

なおその舗装について、整地をし舗装をしてということで、当然整備をしたときには、お金がかかっているわけですが、今回のその協議の中で、先方からは、駐車場としては現在も十分保有しているもので、そういった使用としては、買い求めることは困難だということで、できれば更地ということであれば求めてもというお話しも実はありまして、とは言われましても、逆にこちらのほうで更地にするということになれば、また逆に多額の費用もかかるという、その辺のこともありまして、両者相対の中でのそういった適正な価格ということも求めながらやったものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 今の副町長の答弁を聞きまして、やや理解をしたものでございますので、最初からそのように言ってくれば、なおよかったのだと、こう思っています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、17款寄附金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 18款繰入金、11ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 20款諸収入、13ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 21款町債。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、繰越明許費、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成22年3月9日》

- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表、債務負担行為補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第4表、地方債補正、5ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての当該年度以降の支出予定額に関する調書、57ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、58ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第15号の質疑を終わります。
次に、議案第16号平成21年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。
2款保険給付費、8ページから15ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 4款基金積立金、16ページから17ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
5款支払基金交付金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 9款繰越金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第16号の質疑を終わります。
次に、議案第17号平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
2款事業費、10ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
5款町債、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 6款繰入金。
（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成22年3月9日》

- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、繰越明許費、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表地方債補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第17号の質疑を終わります。
次に、議案第18号平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1款公共下水道費、12ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 2款個別排水処理費、14ページから15ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
1款分担金及び負担金、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 2款使用料及び手数料。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 3款国庫支出金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 5款繰入金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 6款繰越金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 8款町債、8ページから11ページまで。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、繰越明許費、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表、地方債補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、16ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号平成21年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は実施計画、予定貸借対照表を省略し、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、4ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

以上で議案6件の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案6件を採決いたします。

採決は、上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第8号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成21年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成21年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第20号から日程第31 議案第28号

○議長(前田篤秀君) 日程第23 議案第20号平成22年度遠軽町一般会計予算、日程第24 議案第21号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第25 議案第22号平成22年度遠軽町老人保健特別会計予算、日程第26 議案第23号平成22年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第27 議案第24号平成22年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第28 議案第25号平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算、日程第29 議案第26号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算、日程第30 議案第27号平成22年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算、日程第31 議案第28号平成22年度遠軽町水道事業会計予算、以上9件を一括議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長(太田 守君) 議案第20号平成22年度遠軽町一般会計予算について御説明いたします。

平成22年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億8,800万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

継続費につきましては、「第2表、継続費」により御説明いたします。

債務負担行為につきましては、「第3表 債務負担行為」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第4表 地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を15億円と定めるものであります。

それでは1ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税9億687万8,000円、2項固定資産税8億

《平成22年3月9日》

3,420万1,000円、3項軽自動車税3,329万3,000円、4項たばこ税1億4,028万5,000円、5項入湯税241万8,000円及び6項都市計画税1億572万3,000円を合わせまして、20億2,279万8,000円とするものであります。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税4,300万円及び2項自動車重量譲与税1億3,000万円を合わせまして、1億7,300万円とするものであります。

3款利子割交付金につきましては、550万円とするものであります。1項同額であります。

4款配当割交付金につきましては、50万円とするものであります。1項同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、30万円とするものであります。1項同額であります。

6款地方消費税交付金につきましては、1億9,000万円とするものであります。1項同額であります。

7款自動車取得税交付金につきましては、3,300万円とするものであります。1項同額であります。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、240万円とするものであります。1項同額であります。

9款地方特例交付金につきましては、2,730万円とするものであります。1項同額であります。

10款地方交付税につきましては、69億円とするものであります。1項同額であります。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、300万円とするものであります。1項同額であります。

12款分担金及び負担金につきましては、1項分担金295万6,000円及び2項負担金1億9,791万円を合わせまして、2億86万6,000円とするものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料4億838万4,000円及び2項手数料6,753万3,000円を合わせまして、4億7,591万7,000円とするものであります。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金3億8,042万8,000円、2項国庫補助金3億2,190万3,000円及び3項委託金1,983万8,000円を合わせまして、7億2,216万9,000円とするものであります。

15款道支出金につきましては、1項道負担金2億7,054万7,000円、2項道補助金1億9,282万6,000円及び3項委託金5,756万5,000円を合わせまして、5億2,093万8,000円とするものであります。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入3,996万2,000円及び2項財産売却収入396万8,000円を合わせまして、4,393万円とするものであります。

17款寄附金につきましては、3万円とするものであります。1項同額であります。

18款繰入金につきましては、65万1,000円とするものであります。1項同額であります。

19款繰越金につきましては、5,000万円とするものであります。1項同額であります。

20款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子160万円、3項貸付金元利収入4,503万6,000円、4項受託事業収入102万5,000円及び5項雑入9,493万8,000円を合わせまして、1億4,320万1,000円とするものであります。

21款町債につきましては、15億7,250万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計を130億8,800万円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款議会費につきましては、8,196万7,000円とするものであります。1項同額であります。

2款総務費につきましては、1項総務管理費32億3,855万6,000円、2項徴税費2,378万5,000円、3項戸籍住民基本台帳費456万4,000円、4項選挙費2,115万6,000円、5項統計調査費1,542万5,000円及び6項監査委員費187万8,000円を合わせまして、33億536万4,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費16億4,123万5,000円及び2項児童福祉費4億3,014万6,000円を合わせまして、20億7,138万1,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費4億364万9,000円及び2項清掃費4億5,258万4,000円を合わせまして、8億5,623万3,000円とするものであります。

5款労働費につきましては、3,346万2,000円とするものであります。1項同額であります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費2億4,362万8,000円及び2項林業費1億411万7,000円を合わせまして、3億4,774万5,000円とするものであります。

7款商工費につきましては、3億1,149万6,000円とするものであります。1項同額であります。

8款土木費につきましては、1項土木管理費923万円、2項道路橋りょう費6億4,157万5,000円、3項河川費918万3,000円、4項都市計画費1億795万

9,000円、5項下水道費6億8,513万4,000円及び6項住宅費5億145万4,000円を合わせまして、19億5,453万5,000円とするものであります。

9款消防費につきましては、7億2,959万9,000円とするものであります。1項同額であります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費1億1,590万円、2項小学校費2億2,771万5,000円、3項中学校費1億4,601万8,000円、4項学校給食費7,383万円、5項幼稚園費2,554万2,000円、6項社会教育費3億741万1,000円及び7項保健体育費1億9,469万2,000円を合わせまして、10億9,110万8,000円とするものであります。

11款災害復旧費につきましては、180万円とするものであります。1項同額であります。

12款公債費につきましては、22億9,331万円とするものであります。1項同額であります。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計を130億8,800万円とし、歳入歳出同額とするものであります。

次に、第2表、継続費について御説明いたします。

継続費につきましては、北2丁目団地公営住宅新築工事を2過年度で実施するもので、総額、年度及び年割額につきましては、記載のとおりであります。

次に、第3表、債務負担行為について御説明いたします。

平成22年度住宅用太陽光発電システムモニター委託料につきましては、太陽光発電システムの設置後1年間、発電データなどの定期報告業務を委託するものでありまして、委託期間のうち、翌年度にわたるものに対する委託料について、債務負担行為を計上するものであります。

なお、債務負担行為の期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

知事及び道議会議員選挙ポスター掲示場設置・撤去工事につきましては、平成23年4月上旬を執行時期として、統一地方選挙が予定されており、翌年度にわたるものに対する工事について、債務負担行為を計上するものであります。

なお、債務負担行為の期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

遠軽農業振興公社補助金につきましては、公社の民間移行を進めるため、農産物加工事業の経営基盤の安定及び施設設備の維持改善に要する経費に対し、補助することを目的として財政支援を行うものであります。

なお、債務負担行為の期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

冷湿害等農業経営維持資金利子助成金につきましては、平成21年度の全道的な低温、日照不足により、被害を受けた農業者が経営再建や減少した収入の補てんのため、えんゆ

う農協から借り入れた資金にかかる利子に対して助成するものであります。

基準金利3.7%のうち、遠軽町が1.5%助成するものでありまして、残りをえんゆう農協が2.2%を5年間にわたり負担するものであります。

なお、債務負担行為の期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

次に、第4表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、GIS導入事業から臨時財政対策債まで、地方債総額を15億7,250万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

最後に、平成22年度遠軽町予算のうち、主要な工事等の概要として、6款農林水産業費、町有林整備事業並びに8款土木費、南町39号線通道路改良舗装工事、北7丁目通道路改良舗装工事、南1丁目1号通道路改良舗装工事、清川西2線道路歩道整備工事、豊里開拓線道路場産橋かけかえ工事負担金、白滝市街西線道路改良舗装工事、3・5・8中学校通道路改良舗装工事、北2丁目団地公営住宅新築工事並びに10款教育費、遠軽小学校移転改修工事、遠軽町埋蔵文化財センター整備工事につきましては、後ほど担当より御説明をいたします。

その他の事業の内容につきましては、別紙平成22年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書及び工事関係説明資料を参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺 健君） 議案第21号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,889万1,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項による借り入れの最高額を1億円と定めるものであります。

次に、国保の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算1、歳入。

1款国民健康保険税につきましては、4億6,001万6,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、22万6,000円とするものです。1項同額です。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金4億6,977万1,000円及び2項国庫補助金1億1,956万7,000円を合わせまして、5億8,933万8,000円とするものです。

《平成22年3月9日》

4 款療養給付費交付金につきましては、6,485 万円とするものです。1 項同額です。

5 款前期高齢者交付金につきましては、8 億5,450 万8,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款道支出金につきましては、1 項道負担金1,982 万8,000 円及び2 項道補助金9,422 万円を合わせまして、1 億1,404 万8,000 円とするものです。

7 款共同事業交付金につきましては、3 億2,109 万1,000 円とするものです。1 項同額です。

8 款財産収入につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

9 款繰入金につきましては、2 億5,450 万1,000 円とするものです。1 項同額です。

10 款繰越金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

11 款諸収入につきましては、1 項延滞金加算金及び過料30 万4,000 円、2 項受託事業収入1,000 円及び3 項雑入6,000 円を合わせまして、31 万1,000 円とするものです。

これによりまして、歳入合計を26 億5,889 万1,000 円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

国保の2 ページをお開き願います。

2、歳出。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費3,559 万円、2 項徴税费166 万1,000 円、3 項運営協議会費17 万3,000 円及び4 項特別対策事業費1,364 万9,000 円を合わせまして、5,107 万3,000 円とするものです。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費16 億8,067 万4,000 円、2 項高額療養費2 億161 万円、3 項移送費30 万円、4 項出産育児諸費840 万4,000 円及び5 項葬祭諸費128 万円を合わせまして、18 億9,226 万8,000 円とするものです。

3 款後期高齢者支援金等につきましては、2 億7,380 万円とするものです。1 項同額です。

4 款前期高齢者納付金等につきましては、78 万円とするものです。1 項同額です。

5 款老人保健拠出金につきましては、2,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款介護納付金につきましては、6,287 万8,000 円とするものです。1 項同額です。

7 款共同事業拠出金につきましては、3 億5,693 万6,000 円とするものです。1 項同額です。

8 款保健事業費につきましては、1 項保健事業費717 万8,000 円及び2 項特定健康診査等事業費1,173 万9,000 円を合わせまして、1,891 万7,000 円とする

ものです。

9 款公債費につきましては、4 万 1,000 円とするものです。1 項同額です。

10 款諸支出金につきましては、209 万 6,000 円とするものです。1 項同額です。

11 款予備費につきましては、10 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を 26 億 5,889 万 1,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

予算の詳細につきましては、別冊赤番 7、平成 22 年度遠軽町予算に関する資料、338 ページから 340 ページまでを資料添付しておりますので、御参照を願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第 22 号平成 22 年度遠軽町老人保健特別会計予算について説明をさせていただきます。

平成 22 年度遠軽町老人保健特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 157 万 5,000 円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」により説明をいたします。

老保の 1 ページをお開き願います。

1、歳入。

1 款支払基金交付金につきましては、53 万円とするものです。1 項同額です。

2 款国庫支出金につきましては、35 万円とするものです。1 項同額です。

3 款道支出金につきましては、8 万 7,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款繰入金につきましては、60 万 2,000 円とするものです。1 項同額です。

5 款繰越金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款諸収入につきましては、1 項延滞金加算金及び過料 2,000 円、2 項雑入 3,000 円を合わせまして、5,000 円とするものです。

これによりまして、歳入合計を 157 万 5,000 円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2、歳出。

1 款医療諸費につきましては、105 万 5,000 円とするものです。1 項同額です。

2 款諸支出金につきましては、52 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を 157 万 5,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

予算の詳細につきましては、別冊赤番 7、平成 22 年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書 341 ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第 23 号平成 22 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

《平成 22 年 3 月 9 日》

平成22年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,356万1,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により説明いたします。

後期高齢の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、歳入から説明いたします。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、1億8,942万1,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

3款広域連合交付金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

4款繰入金につきましては、8,413万1,000円とするものです。1項同額です。

5款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款諸収入につきましては、1項延滞金加算金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円、3項雑入2,000円を合わせまして6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を2億7,356万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

2、歳出。

1款総務費につきましては、1項総務管理費144万5,000円、2項徴収費39万円を合わせまして、183万5,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、2億7,005万5,000円とするものです。1項同額です。

3款諸支出金につきましては、157万1,000円とするものです。1項同額です。

4款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を2億7,356万1,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

予算の詳細につきましては、別冊赤番7、平成22年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書342ページに資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 寒河江保健福祉課長。

○保健福祉課長（寒河江陽一君） 議案第24号平成22年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

平成22年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,420万2,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によ

り御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、2億1,257万1,000円とするものであります。1項同額であります。

2款分担金及び負担金につきましては、929万2,000円とするものであります。1項同額であります。

3款使用料及び手数料につきましては、421万1,000円とするものであります。1項同額であります。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金2億2,093万3,000円、2項国庫補助金1億571万5,000円を合わせまして、3億2,664万8,000円とするものであります。

5款支払基金交付金につきましては、3億7,752万9,000円とするものであります。1項同額であります。

6款道支出金につきましては、1項道負担金1億8,411万3,000円、2項道補助金649万5,000円を合わせまして、1億9,060万8,000円とするものであります。

7款財産収入につきましては、27万1,000円とするものであります。1項同額であります。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金1億9,928万1,000円、2項基金繰入金1,378万6,000円を合わせまして、2億1,306万7,000円とするものであります。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものであります。1項同額であります。

10款諸収入につきましては、1項延滞金加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円を合わせまして、4,000円とするものであります。

これによりまして、歳入予算の合計を13億3,420万2,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費1,054万9,000円、2項徴収費80万4,000円、3項介護認定諸費2,576万2,000円を合わせまして、3,711万5,000円とするものであります。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費11億6,409万9,000円、2項高額介護サービス等費2,485万1,000円、3項高額医療合算介護サービス

《平成22年3月9日》

等費 200 万円、4 項特定入所者介護サービス等費 5,400 万円、5 項その他諸費 135 万円を合わせまして、12 億 4,630 万円とするものであります。

3 款地域支援事業費につきましては、1 項介護予防費 1,224 万 4,000 円、2 項包括的支援・任意事業費 3,798 万 9,000 円を合わせまして、5,023 万 3,000 円とするものであります。

4 款基金積立金につきましては、27 万 1,000 円とするものであります。1 項同額であります。

5 款公債費につきましては、8 万 3,000 円とするものであります。1 項同額であります。

6 款諸支出金につきましては、10 万円とするものであります。1 項同額であります。

7 款予備費につきましては、10 万円とするものであります。1 項同額であります。

これによりまして、歳出予算の合計を 13 億 3,420 万 2,000 円とし、歳入歳出同額とするものであります。

また、予算の詳細につきましては、赤番 7、平成 22 年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書 343 ページ及び 344 ページに資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 議案第 25 号平成 22 年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。

平成 22 年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 876 万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第 2 表 地方債」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金につきましては、41 万 9,000 円とするものであります。1 項同額であります。

2 款使用料及び手数料につきましては、1 項使用料 8,904 万 2,000 円及び 2 項手数料 8 万 3,000 円を合わせまして、8,912 万 5,000 円とするものであります。

3 款繰越金につきましては、377 万 5,000 円とするものであります。1 項同額であります。

4 款諸収入につきましては、344 万 1,000 円とするものであります。1 項同額であります。

5 款町債につきましては、1,200 万円とするものであります。1 項同額でありま

《平成 22 年 3 月 9 日》

す。

これによりまして、歳入合計を1億876万円とするものであります。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

1款総務費につきましては、3,839万4,000円とするものであります。1同額であります。

2款事業費につきましては、4,840万7,000円とするものであります。1項同額であります。

3款公債費につきましては、2,185万9,000円とするものであります。1項同額であります。

4款予備費につきましては、10万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計を1億876万円とするものであります。

次に、3ページの第2表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、起債の目的を簡易水道事業とし、限度額を1,200万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番8の平成22年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の33ページから35ページまでが簡易水道事業の説明資料であります。

34ページをお開き願います。この図は、丸瀬布地域天神跨線橋水道管添架工事の位置図であります。

次のページをお開きください。この図は詳細図でありまして、工事の内容は、天神跨線橋のかけかえ工事に伴い行うものであり、事業量、口径150ミリ、延長35メートルの水道管を旭川方面側に設置される歩道の横に添架するものであります。

そのほかの資料につきましては、後ほどお目通し願います。

また、その他の事業内容につきましては、別紙赤番7の平成22年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書の345ページを御参照願います。

以上で、簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。

次に、議案第26号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,662万2,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

継続費につきましては、「第2表 継続費」により御説明いたします。

債務負担行為につきましては、「第3表 債務負担行為」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第4表 地方債」により御説明いたします。

《平成22年3月9日》

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金につきましては、1 項分担金104万4,000円及び2 項負担金1,009万3,000円を合わせまして、1,113万7,000円とするものであります。

2 款使用料及び手数料につきましては、1 項使用料2億7,959万6,000円及び2 項手数料14万4,000円を合わせまして、2億7,974万円とするものであります。

3 款国庫支出金につきましては、1 億4,650万円とするものであります。1 項同額であります。

4 款寄附金につきましては、1,000円とするものであります。1 項同額であります。

5 款繰入金につきましては、6億8,513万4,000円とするものであります。1 項同額であります。

6 款繰越金につきましては、500万円とするものであります。1 項同額であります。

7 款諸収入につきましては、231万円とするものであります。1 項同額であります。

8 款町債につきましては、1 億6,680万円とするものであります。1 項同額であります。

これによりまして、歳入合計を12億9,662万2,000円とするものであります。

次に、2 ページの歳出について御説明いたします。

1 款公共下水道費につきましては、5億8,520万7,000円とするものであります。1 項同額であります。

2 款個別排水処理費につきましては、477万9,000円とするものであります。1 項同額であります。

3 款公債費につきましては、7億563万6,000円とするものであります。1 項同額であります。

4 款予備費につきましては、100万円とするものであります。1 項同額であります。

これによりまして、歳出合計を12億9,662万2,000円とするものであります。

次に、3 ページの第2表、継続費について御説明いたします。

継続費につきましては、遠軽下水処理センター更新工事、機械でありまして、汚泥脱水設備を更新するものであります。汚泥脱水機2台のうち、昭和61年に設置した脱水設備一式を更新するものです。

なお、この更新工事につきましては、積算、発注、機器の承認図作成、工場製作、現場据えつけ、試験運転などの工程を作成したところ、単年度の完成が見込めないことから、期間を平成22年度から平成23年度まで、総額を2億6,000万円とし、年度割額は平成22年度7,000万円、23年度1億9,000万円とするものであります。

次に、4 ページの第3表、債務負担行為について御説明いたします。

《平成22年3月9日》

債務負担行為につきましては、水洗化等工事資金利子補給（平成22年度融資分）といたしまして、期間を平成22年度から平成27年度までとし、限度額については、借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするものであります。

次に、5ページの第4表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、公共下水道整備事業から個別排水処理施設整備事業まで、地方債総額を1億6,680万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

主な事業につきましては、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

なお、個別排水処理施設の整備につきましても、引き続き整備を行ってまいります。

その他の事業内容につきましては、別紙赤番の7、平成22年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書346ページから347ページを御参照願います。

以上で、公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第27号平成22年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算について御説明いたします。

平成22年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ914万6,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款繰入金につきましては、914万6,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計を914万6,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款公債費につきましては、914万6,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計を914万6,000円とし、歳入歳出同額とするものであります。

事業の内容につきましては、赤番7、平成22年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 議案第28号平成22年度遠軽町水道事業会計予算について御説明いたします。

別紙、赤番6を御用意願います。

《平成22年3月9日》

1 ページをお開き願います。

平成22年度遠軽町水道事業会計予算は、第2条におきまして、業務の予定量を給水戸数7,487戸、年間給水量を148万立方メートルと定めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、収入につきましては、第1款事業収益を3億8,889万4,000円とし、第1項営業収益に3億8,773万8,000円及び第2項営業外収益に115万6,000円を計上したものであります。

支出につきましては、第1款事業費を3億6,148万6,000円とし、第1項営業費用に3億869万9,000円、第2項営業外費用に5,218万7,000円、第3項特別損失に50万円及び第4項予備費として10万円を計上したものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でありまして、収入につきましては、第1款資本的収入を10万円とし、第4項分担金に10万円を計上したものであります。

次のページをお開きください。

支出につきましては、第1款資本的支出を1億9,623万3,000円とし、第1項建設改良費に1億861万3,000円、第2項企業債償還金に8,752万円及び第3項予備費に10万円を計上したものであります。

1 ページにお戻りください。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,613万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,639万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,280万円、繰越利益剰余金処分額363万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額330万5,000円で補てんするものであります。

2 ページをお開きください。

第5条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費を7,483万3,000円とするものであります。

第7条は、他会計からの補助金を定めるもので、子ども手当の支給を給与に合わせ支払うことになることから、子ども手当相当額を一般会計からの繰入金をもって充てるため、その額を65万円とするものであります。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を1,900万円と定めるものであります。

3 ページの実施計画以降の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通し願います。

主な事業につきましては、後ほど御説明させていただきます。

また、その他の事業内容につきましては、別紙赤番7の平成22年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書349ページから350ページを御参照願いたいと思います。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 村本農政林務課長。

○農政林務課長（村本秀敏君） 別紙赤番8、遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資

料により説明させていただきます。

それでは、5ページをお開き願います。

今年度に予定しております町有林整備事業の位置を説明いたします。

まず、遠軽地域の事業箇所でありまして、弥生地区の2カ所の丸斜線部分の除間伐で、主にトドマツを中心に予定している部分であります。面積は13.2ヘクタールとなっております。

続きまして、6ページをお開き願います。生田原地域におきましては、伊吹地区の1カ所、図面丸斜線部分の除間伐で、主にカラマツを中心に、面積は6.6ヘクタールを予定しているものでございます。

続きまして7ページをお開き願います。丸瀬布地域におきましては、大平地区、図面丸斜線部分の2カ所を予定しておりまして、トドマツを中心に6.94ヘクタールの除間伐を予定してございます。

最後になりますけれども、8ページ、白滝地域におきましては、奥白滝地区2カ所を計画してございまして、図面丸斜線部分で、アカエゾマツを中心に、面積9.68ヘクタールの除間伐となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 続きまして、建設課関係の主な工事の概要について御説明いたします。

11ページをお開きください。これは遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。図面番号①は、南町39号線道路改良舗装工事で、平成21年度から5カ年計画の交付金事業でございます。国道242号と道道遠軽安国線を結び、周辺は遠軽南小学校などがあり、また、近年ではコープさっぽろ遠軽みなみ店の移転などに伴い、交通量が一層ふえているところですが、現況は未改良の砂利道路と防じん処理舗装であり、歩道もないことから、通勤通学の利用者及び地域住民等の安心・安全な地域交通網の確保を目的に実施しているものでございます。

平成21年度は、東1線道路から道道まで用地買収、補償を完了し、工事は図中三角印の中央幹線排水路にかかる橋梁1基と旗揚げ部の改良80メートルを実施いたしました。

平成22年度は、図中黒色区間の東1線道路から橋梁まで引き続き実施するもので、事業内訳は、右下凡例のとおり、改良延長210メートル、舗装延長290メートルで、車道幅員7メートル50、歩道幅員3.5メートルの片側を継続して実施するものでございます。

続きまして、図面右上の図面番号②は、北7丁目道路改良舗装工事で、交付金事業でございます。市街地地区国道242号と町道岩見通を結ぶ幹線的役割を果たす道路ですが、現況は未改良の防じん処理舗装であり、老朽化と凍上による既設舗装の凹凸や破損などが著しく、交通安全上危険であることから実施するもので、事業内訳は右下凡例のお

《平成22年3月9日》

り、延長270メートル、車道幅員6.5メートルでございます。

図面番号③は、南1丁目1号通道路改良舗装工事で、地特事業でございます。現況は未改良の防じん処理舗装であり、近年は病院の建てかえ、駐車場等の整備により、交通量や歩行者などの利用が多くなってきておりますが、現況道路にある既設トラフの老朽化並びに路面の凍上などによりまして、交通安全上危険となっているため実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、延長210メートル、車道幅員5.0メートルでございます。

図面番号④は、清川西2線道路歩道整備工事で、地特事業でございます。現況は未改良の防じん処理舗装であり、片側歩道が設置されておりますが、今年度旧郁凌高校を遠軽小学校として再利用の予定でございますので、通学児童の父兄や学校関係者などから、交通安全上、学校前に歩道新設の要請があったことから実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、歩道延長200メートル、歩道幅員2.5メートルでございます。

図面左下の図面番号⑤は、豊里開拓道路馬産橋かけかえ工事の負担金で地特事業でございます。平成22年度において、河川管理者の北海道が施工する生田原川基幹河川改修工事が予定されております。このことにより、現況の馬産橋かけかえを補償工事として、北海道が施工いたしますが、既設馬産橋の現況は、橋長28メートル、幅員は3.7メートルであり、かけかえに伴い幅員が狭く、交通安全上危険な状況でありまして、地域や関係団体などからも拡幅要請があったため、北海道と協議した結果、計画橋梁幅員、幅員5メートルと決定されましたので、その拡幅に伴う不足幅員1.3メートルの面積分を道路管理者である遠軽町が工事負担金として負担するものでございます。

事業内訳は、右下凡例のとおり、実施予定の橋梁は橋長70メートル、幅員5.0メートルでかけかえされる予定でございます。

次に、12ページをごらんください。これは白滝地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、白滝市街西線道路改良舗装工事で、継続事業の交付金事業でございます。昨年度新滝橋の完成に伴いまして、その前後のすりつけ部と平成19年度改良済みの区間から終点に向かいまして継続して改良舗装工事を実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、延長130メートル、車道幅員7メートル50、橋梁部のすりつけ前後については、歩道2.5メートルで実施するものでございます。

続きまして、14ページをごらんください。これは遠軽地域の街路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、3・5・8中学校通道路改良舗装工事で、平成19年度に市町村道事業で実施後、引き続き街路事業として継続して実施し、平成22年度完成予定の交付金事業でございます。現況は未改良の防じん処理舗装で、小中学校や一般住宅が建ち並び、近年は開発行為により住宅が増加しており、歩道整備を含む改良舗装工事の要請が強いことなどから実施しているものでございます。事業内訳は右下凡例のとおり、工事延長80メートル、車道幅員8.5メートル、歩道幅員2.5メートルの両側を実施するものでございま

す。

続きまして、16ページをごらんください。これは遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。図面中央の番号①は、北2丁目団地公営住宅新築工事2号棟で、全体計画2棟50戸のうち、平成19年度から20年度に1号棟を建設いたしました。その継続事業の2号棟で、地域住宅交付金事業で実施するものでございます。

遠軽地域の公営住宅の不足は、特に深刻であることや、昭和49年から56年度建設の学田団地の老朽化などに伴いまして、移転建てかえのため実施しているもので、平成22年度は、右下凡例のとおり、鉄筋コンクリート造5階建て1棟25戸、延べ床面積2,344平方メートルの主に躯体工事であり、平成23年度までの2カ年計画で建設するものでございます。

なお、関連図面は、17ページは配置図、18ページは平面図、19ページは立面図をそれぞれ添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○総務課長（松橋行雄君） 続きまして、遠軽小学校移転改修工事の説明をさせていただきます。

赤番8、平成22年度遠軽町予算に関する資料、工事関係資料の21ページから28ページをお開きください。

21ページにつきましては、位置図でありまして、移転後の遠軽小学校を示しております。

22ページは、全体配置図でありまして、建物部分を斜線で示しております。

23ページは、現況の1階平面図であります。

次に、24ページは、改修後の1階平面図でありまして、改修後の部分を斜線で示すとともに、主な工事概要を右下の欄に表示しております。

以下、25ページが現況の2階平面図、26ページが改修後の2階平面図、27ページが現況の3階平面図、28ページが改修後の3階平面図であります。

次に、主な工事概要を御説明させていただきます。

1階につきましては、職員室を音楽室に改修、食物実習室を職員室に改修、計算実習室を家庭科室に改修、給食配送用車両格納庫の設置、体育館バスケットゴール高さ変更であります。

また、全体として階段け上げ高さの変更、給食配膳用小荷物専用昇降機の設置、暖房設備の更新、これは現の遠軽小学校から移設いたします。次に、給配水管の一部変更、老朽化部分でございます。次に、非常用放送設備棟の移設であります。

次に、2階部分につきましては、被服室を図画工作室に改修、OA室を普通教室に改修、マーケティング室を普通教室に改修、講義室を生徒用男女便所に改修、普通教室にロッカー、洋服がけ、給食配膳箱設置でございます。

《平成22年3月9日》

次に、3階部分につきましては、室名の変更が主な改良であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 橋本教育部長。

○教育部長（橋本健一君） 続きまして、遠軽町埋蔵文化財センター整備事業につきまして御説明をいたします。

同じく赤番8の資料29ページをお開き願います。このページから、32ページまでが埋蔵文化財センターの位置図、平面図などであります。

埋蔵文化財センターは、遠軽町の埋蔵文化財の保存活用を図るため、現在の白滝総合庁舎の一部を改修し、埋蔵文化財の展示、収蔵、体験施設として整備するものでございます。

整備事業は、平成21年、22年度の2カ年事業として進めているところであり、21年度につきましては、実施設計及び体験学習室の改修工事等を実施したところでございますけれども、平成22年度につきましては、展示室への改修工事及び展示工事を実施するとともに、1階収蔵庫の整備並びに備品購入などを行うものでございます。

30ページをごらんください。これは埋蔵文化財センターとしての改修部分を示したものであります。図面の中で斜線で示したところが、この事業全体での改修部分であります。図面の中で斜線で示したところが、この事業全体での改修部分であります。図面の中で斜線で示したところが、この事業全体での改修部分であります。図面の中で斜線で示したところが、この事業全体での改修部分であります。図面の中で斜線で示したところが、この事業全体での改修部分であります。

次に、31ページをごらんいただきたいと思っております。これは展示室のストーリーを概念図化したものであり、展示は六つのテーマから成り立っております。具体的には、32ページに平面図を示しておりますが、図面左下の小さな矢印でございますけれども、ここが入り口となりまして、図面の右方向に向かい、さらに上方向の展示室が二つ、さらに左側の順ということで、AからFまで、それぞれのテーマに沿って展示を行ってまいります。

それぞれの展示室の展示イメージにつきましては、平面図の外側に示してありますので、あわせてごらんをいただきたいと思っております。

なお、本事業につきましては、文化庁の埋蔵文化財保存活用整備事業補助金及び北海道の地域政策総合補助金を受けて整備するものでございます。

以上が遠軽町埋蔵文化財センター整備事業の概要でございます。

○議長（前田篤秀君） 松井技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 公共下水道事業特別会計予算の主な事業について御説明いたします。

36ページをお開き願います。この図は、遠軽処理区の公共下水道管渠工事と遠軽下水道処理センター更新工事（機械）の位置図であります。

次の37ページは、遠軽下水道処理センター更新工事（機械）の箇所図でありまして、工

事箇所を斜線ハッチで表示しております。更新工事の内容は、汚泥脱水設備一式であります。

戻りまして、36ページをお開きください。公共下水道管渠工事の主な箇所は、図面左上の②番から④番でありまして、野上通公共下水道工事その1からその3であります。これは北海道施工による野上通街路工事との関連工事であります。

工事内容は、雨水管口径250ミリメートルから1,100ミリメートルで、その1からその3をあわせた延長1,032メートルを布設するものであります。

次に、38ページをお開きください。この図は、白滝処理区の公共下水道事業位置図でありまして、①番が白滝川向地区污水处理施設整備工事でありまして、太い黒丸で表示しております。

次に、39ページをお開きください。これは白滝川向地区污水处理施設の工事箇所でありまして、流入管、污水处理装置及び放流管等の箇所を表示しております。

その他の工事箇所につきましては、位置図に凡例を記載しておりますので、御参照願います。

続きまして、水道事業会計予算の主な事業について御説明いたします。

40ページをお開き願います。この図は、水道事業、水道工事の位置図であります。

主な工事箇所は、図面左上の①番から③番の野上通水道管布設がえ工事その1からその3で、これは北海道施工による野上通街路工事との関連工事であります。

工事の内容は、水道配水用ポリエチレン管、口径50ミリメートルから口径150ミリメートルで、その1からその3をあわせ、延長1,280メートルを行うのであります。

その他の工事箇所につきましては、位置図に凡例を記載しておりますので、御参照願います。

なお、石綿管更新工事箇所は、③番から⑤番が該当しております。

以上で工事関係資料の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 4時02分 休憩

午後 4時03分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部技監松井君。

○経済部技監（松井雅弘君） 工事関係説明資料赤番8の36ページをお開きください。この図面は、遠軽地域の公共下水道事業位置図であります。⑤番の北7丁目通公共下水道工事箇所の位置が実は違っておりまして、実はここですけれども、道路改良と一緒に施工する箇所でありまして、実は11ページの道路新設改良工事位置図をごらんください。その中の②番の工事箇所が北7丁目通公共下水道工事箇所でありますので、この場をかりて御訂正させていただきたと思います。

《平成22年3月9日》

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

平成22年度各会計予算9件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 4時05分 休憩

午後 4時33分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、特別委員長に高橋眞千子議員、副委員長に山谷議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会といたします。

午後 4時34分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前	田	篤	秀		
署	名	議	員	黒	坂	貴	行
署	名	議	員	阿	部	君	稔

《平成22年3月9日》